



Journal of Image & Information Management

Topic

# AI契約関連業務支援サービスと 弁護士法72条について

アメリカ合衆国の電子政府の実現を目指す公文書管理のDX 連邦機関の公文書の電子化を目標としたM-19-21のその後

### 新連載

権利者不明作品の利用を促進する 2023年著作権法改正(前編)





PCとの接続で蘇る「マイクロフィルム=レジェンドメディア」からの情報の利活用が可能

あらゆる マイクロフィルム 形態に対応し、 情報の運用・管理を 支えます

## 多彩な機能と検索力を集約した マイクロフィルムスキャナー



PCと共にデスクトップに設置可能な軽量・小型設計のマイクロフィルム スキャナー。ブリップ検索も可能になることでより快適な作業を実現します。 また、タッチパネルにも対応する簡単・快適操作の専用アプリケーション 「SL-Touch」も標準装備。省スペースと高性能を両立し、"マイクロフィルム =レジェンドメディア"の活用シーンを拡大します。

使用フィルムの形態に合わせて機種モデルの選択が可能

ブリップ検索対応、正確な高速自動検索・ファイル出力

6.8×~105×の幅広いズーム&光学解像度430dpi

## Legend Scanner

シリーズ ○FCモデル/LS5000F ○電動RFCモデル/LS5100R ○ブリップ検索モデル/LS5200B

大切な貴重書や劣化図書などの原本を 傷めずに高品質でスキャンができる フェイスアップスキャナーシステム



出張スキャンにも対応 優れた可搬性

原稿に優しく劣化を防ぐ LED光源採用

細部まで鮮明にスキャン 光学解像度400dpi

多彩な編集/加工が可能 アプリケーション搭載

フルカラー・フェイスアップスキャナーシステム

## 

○アーカイブモデル/ ScanDIVA SD8800A

○標準モデル/ ScanDIVA SD8000G

「マイクロフィルム=レジェンドメディア」から 蘇る情報の利活用ができる最新鋭機

「Legend Viewer」

リーダプリンター機能/ スキャナー機能の 切り替えがワンタッチ

スキャンも、プリントも、 デジタルならではの 高速・高画質を実現

> 充実した便利機能と 多彩なオート機能で 操作が簡単

A3スクリーン・A3プリンター搭載



※写直はIV7100です。

A4スクリーン・A3プリンター搭載

LV610

各機種ともに高品質・高信頼性の国内生産

### ニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

https://konicaminolta.com

商品に関するお問い合わせは 0120-805039

受付時間 9:00~12:00・13:00~17:00(土、日、祝日を除く)

## **Document Scanning&Conversion**

すべてのドキュメントをデジタル化する デジタル化アドバイザー



Bbu |emen









## **Digital** Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート コンサルティング

## Document Archives の最先端を行く



関西写真工業株式会社 電子ファイリング・CAD 設計

アサミクリエイト設計株式会社 / 機械・電機設計製図請負

アサミ情報システム株式会社 アサミ計測情報株式会社

GIS 構築・ソフトウエア開発

アサミテクノ株式会社

機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)

# Hʃ エイチ・エス写

Image & Information Management Service LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS

URL http://www.hs-shashin.co.jp

#### Address

本 社/553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号 TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

#### **HS Network**

浜 045-508-3885 敦 0770-23-7283 若 狭 0770-32-9150

滋 賀 0749-64-0847

都 075-671-7980

部 06-6452-0101 テクニカルセンター 06-6453-6188

堺 072-241-1839

戸 078-671-7488





富士フイルム独自のアーカイブソリューション 『ディターニティ』

社内のデータ保管に関する「効率化 | 「コスト 削減 | 「安全性強化 | など、さまざまなデータ 保管・管理のニーズに、磁気テープを使用し たアーカイブソリューション『ディターニティ』が お応えします。



データアーカイブソリューション ディターニティ オンサイトアーカイブ

大容量・低コスト・簡単操作のアーカイブ専用ストレージ。

ハードディスク(HDD)と最新のテープ ライブラリを組み合わせた、長期保管用 ストレージシステムです。



デジタル化・データ変換サービス ディターニティ コンバージョン

テンツを最新デジタル環境に変換。



●本製品についてのお問い合わせは

株式 ムサシ 〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 東京第一支店 TEL. 03 (3546) 7720

札幌支店 011(708)3541 仙台支店 022(796)2101 北関東支店 048(640)5795 東関東支店 043(305)4901 神静支店 045(620)0863 名古屋支店 052(228)7865 大阪支店 06(6745)1643 中四国支店 082(232)9261 福岡支店 092(282)6301



#### IM電子版はPDFで閲覧できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用ください。 JIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

2023-11:12月号 通巻第608号

4	AI契約関連業務 株式会社LegalOn Techn		ナービスと弁護士法72条に 弁護士 春日 舞	ついて
8	アメリカ合衆国の電子政府の実現を目指す公文書管理のDX 連邦機関の公文書の電子化を目標としたM-19-21のその後 株式会社マイクロテック 山際 祥一			
12	【デジタルトランスフォーメーションの真髄「DX銘柄2023」選定企業が進めるビジネスの 第1回 株式会社トプコン 株式会社メディア・パラダイム研究所 奥平 等		<b>ジネスの深化と革新</b> 】 世 尖 界 ・	
19	【権利者不明作品の利用を促進する2023年著作権法改正】 … 前編 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設 国際大学グローバルコミュニケーションセンター客員教授 城所 岩生		を 丸 ② X く #TOVEON で	
24	【連載 生成AIの時代】 第2回 プレゼン生成AIの概要と可能性 株式会社第一生命経済研究所 柏村 祐			
27	【連載(最終回) TEIガイドラインの解説】 第3回 人文学におけるテキストデータ研究活用のための国際標準:TEI関連のツールの色々 一般財団法人人文情報学研究所 永崎 研宣		:TEI関連のツールの色々	
32	【連載 情報管理の新しい動 第1回 「インフォメー ARMA米国本部フェロー	ション・	ガバナンス」という考え方	The state of the s
34	【アーカイブズ·シリーズ】 所蔵資料と博物館の JIIMA広報委員会委員 長		日本の生活文化をアーカイブする日	本常民文化研究所
38	【お宝文書】 日本常民文化研究所所蔵 【わが社のプレゼン】株式会		値(教通)宛行状(二神司朗家文書	
39			ニファト :日本語文書の独自の検索技術をも	つプログラム制作会社
42	【委員会活動報告】文書情報管理士検定試験委員会			
44				
45				
48	「調剤済み処方箋電子化ガイドライン Ver.1.0」 (2023年7月) を公開しました! JIIMA医療市場委員会 委員長 渡邊 克也			
50	ニュース・ア・ラ・カルト	● PFU Sc ● TOKIU ● ウイング つ資料	In Technologiesとアグレックス、契約業務DXに	算入実態アンケート調査結果の発表 言)ツール」の導入検討に役立
52	新製品紹介	<ul><li>RICOH</li></ul>	pPress 7136シリーズ コニカミノルタ(株) I Pro C7500 (株)リコー RUNNER ADVANCE DX キヤノン(株) / キ・	ヤノンマーケティングジャパン(株)
53		第9回 研究室の窓から「文書移管作業からアーキビストの役割を考える」 東北大学 加藤 諭		
54	■ IM編集姿員から			
コニカミノルタジャパン 文書情報マネージャー第38回認定資 文書情報等理土格定試験 2024名	格取得セミナー		株式会社ムサシ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26頁

文書管理達成度評価・調査のお願い ……43頁

昭和女子大学大学院…………………51頁



文書情報管理士検定試験 2024冬試験 …… 表4

エイチ・エス写真技術株式会社 …………………… 前1

## AI契約関連業務支援サービスと 弁護士法72条について

一般社団法人 AI・契約レビューテクノロジー協会 事務局長/ 株式会社LegalOn Technologies 企業法務グループ ディレクター/弁護士

春日舞

### 1 法務省ガイドラインについて

#### 1.1 はじめに

本年8月1日に、法務省大臣官房司法法制部が「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」\*1 (以下「法務省ガイドライン」)を公表した。これは、従前からリーガルテック業界では注目されていたリーガルテックサービス\*2と弁護士法72条の関係について、法務省が詳細に見解を示したものである。

#### 1.2 弁護士法72条

弁護士法72条は刑罰法規であり、実際に起きた行為について 刑事訴訟手続きを経て、裁判所により有罪かどうかが判断され るものである。法務省が弁護士法72条違反行為について、なん らかの行政処分等をなすわけではない。

弁護士法72条の構成要件は、①弁護士又は弁護士法人ではない者が、②報酬を得る目的で、③訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して、④鑑定、代理、仲裁、若しくは和解その他の法律事務を取扱い、又は周旋することを、⑤業とすることの5つであり、これらの5つの要件すべてに該当する場合に初めて違法となりえる(逆に1つの要件でも満たさない場合は弁護士法72条違反にならない)\*\*3。

この5つの要件のうち、通常リーガルテックサービスの提供者の該当性が争われるのは③(「訴訟事件…その他一般の法律事件」)と④(「鑑定…その他の法律事務」)で、①、②、⑤については該当することが明確であるのが通常である\*\*4。

#### 1.3 法務省ガイドラインのポイント

法務省ガイドラインの主なポイントとして、以下3点が挙げられる。

#### (1) 「訴訟事件…その他一般の法律事件」要件:

契約作成や契約レビューを通常行う場面においては「事件性」 がないことが明らかになったこと

弁護士法72条の要件③である「訴訟事件、非訟事件及び審 **査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申** 立事件その他一般の法律事件」のうち、「訴訟事件…行政庁に 対する不服申立事件」は、いずれも公的な手続であって、これ らへの該当性は明確に判断できる。他方、「その他一般の法律 事件 | の意義が問題となるところ、法務省ガイドラインは 「その 他一般の法律事件」に該当するというためには、同条本文に列 挙されている「訴訟事件、非訟事件及び …行政庁に対する不 服申立事件」に準ずる程度に法律上の権利義務に関し争いがあ り、あるいは疑義を有するものであるという、いわゆる「事件性」 が必要であることを明確にした。そのうえで、企業法務におい て取り扱われる契約関係事務のうち、通常の業務に伴う契約の 締結に向けての通常の話合いや法的問題点の検討については、 多くの場合「事件性」がないとした\*\*5。契約作成支援サービスや 契約レビュー支援サービスは、まさに、通常の業務に伴う契約 の締結に向けての交渉や法的問題点の検討において利用される ことが想定されているため、上記の事項に言及されることにより、 契約作成や契約レビュー支援サービスの利用場面では通常事件 性がないことが明らかになったといえる\*\*6。

- % 1 https://www.moj.go.jp/content/001400675.pdf
- ※2 法務省ガイドラインは、AI等を用いて契約書等(契約書、覚書、約款その他名称を問わず、契約等の法律行為等の内容が記載された文書又はそれらの内容が記録された電磁的記録をいう)の作成・審査・管理業務を一部自動化することにより支援するサービスを「本件サービス」と定義づけ、これらと弁護士法72条の関係の考え方を整理している(法務省ガイドライン冒頭部分)。
- ※3 最大判昭和46年7月14日刑集25巻5号690頁。
- ※4 サービス提供者は会社であるのが一般的であり、会社は弁護士でも弁護士法人でもないので、①(弁護士又は弁護士法人でない者)に該当する。また、リーガルテックサービス提供者は通常有償でサービスを提供するため、②(報酬を得る目的)も認められ、⑤(業とすること)は、反復継続する意思を持っている場合に認められると考えられているため、該当する。
- ※5 この点は、2003年12月8日に行われた第24回法曹制度検討会において当時 の法務省大臣官房司法法制部司法法制課長の発言に言及したものである(加 藤経将=中野浩一「『AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁 護士法72条の関係について』の公表」NBL1248号(2023)65頁)。
- ※6 なお、筆者の所属する株式会社LegalOn Technologies (以下「LegalOn Technologies])の提供する契約レビュー支援サービス「LegalForce」においては、和解契約や清算条項を含む契約など、事件性の可能性がある契約類型や条項については、サービスを提供しない旨利用規約にて定めている。また、LegalOn Technologiesのレビューシステムにおいては、あらかじめ契約類型や立場に応じてチェックリストが登録されており、レビュー結果画面においてチェックリストと突合しレビュー対象契約において該当するチェック項目が表示されるが、和解契約や清算条項については実質的なレビューが行えないよう、そもそもチェックリストが登録されていない。

#### (2) 「鑑定…その他の法律事務 | 要件:

「鑑定…その他の法律事務」の要件に該当しない具体例から、 現在リーガルテックサービス提供者が実際に提供していると思 われる主な機能が「鑑定…その他の法律事務」に該当しないこ とが明らかとなったこと

法務省ガイドラインの「鑑定…その他の法律事務」要件につい ての項目\*7では、契約作成、契約レビュー、契約管理の各支援 業務について、「鑑定…その他の法律事務」に該当し得る例と該 当せず、弁護士法72条に違反しないと考えられる例が詳細に列 挙されている。

現在提供されているそれらのサービスの主な機能は、「鑑定 …その他の法律事務」に該当しないと考えられる具体例の中に 明確に含まれているか、かかる具体例からすれば、当該要件に 該当しないことが明確になった。

また、「鑑定…その他の法律事務」に該当し得る事例に挙げ られているものは、いずれも個々の具体的な事案に対してテイ ラーメイドな事項を行うことを前提としているもので\*8、一般的 な法的助言であれば、弁護士法72条違反とはならないことが示 唆されている\*\*9。

(3) 弁護士が自己の業務の補助ツールとして利用する場合に は、すべての要件に該当する場合であっても弁護士法72 条違反とはならないこと

法律事務所に所属する弁護士や、組織内弁護士が、自己の 業務をサポートするツールとしてリーガルテックサービスを利用 することについては、弁護士法72条のすべての要件に該当する 場合であっても、通常弁護士法72条違反とはならないとされた。 これにより、弁護士がリーガルテックサービスを利用することの ハードルが一気に下がったのではないかと思われる。

#### 1.4 法務省ガイドラインとリーガルテックツール

以上述べたとおり、法務省ガイドラインはリーガルテック事業 者にとってポジティブな内容となっている。かかる法務省ガイド ラインの公表のインパクトについて、LegalOn Technologiesを 例に考えてみたい\*10。

LegalOn Technologiesは、従前より社内規則において、自 動レビュー結果画面において表示する文言が弁護士法72条に抵 触せず、また抵触しているとの誤解を与えないように一定の制約 を設けており、これに従って表示を行っている。さらに、一定 のクオリティと内容の適切性を担保するため、表示する文言に

#### A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と 令和5年8月 弁護士法第72条との関係について 法 務 省

#### サービスの概要等



#### 経緯、目的

A I 等を用いたリーガルテックは、サービスによっては「非弁活動」に当たる かが問題となるが、企業の法務機能向上を通じた国際競争力向上や、契約書審査やナレッジマネジメントにおける有用性等に鑑み、弁護士法72条の趣旨を踏ま えつつ、同条とリーガルテックとの関係の予測可能性を高めるため、本ガイドラ インを作成。

#### 弁護士法第72条本文

「弁護士…でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件…その他一般の法律事件に 関して鑑定…その他の法律事務を取り扱い、…を業とすることができない。」

#### ガイドラインの概要

問題となり得る点ごとに、 判断の考慮要素や、通常該当しない例と該当し得る例を明確化。

- ①「報酬を得る目的」(ガイドライン1ページ)
  - サービスの運営形態、支払われる金銭の性質や支払目的等を考慮し、利益と サービス提供との間に対価関係が認められるか否かを判断。
- ② 「その他一般の法律事件」 (2ページ)
  - 個別の事案ごとに、契約の目的、当事者の関係、経緯や背景事情等を考慮し、 法律上の権利関係に関し争いがあり、あるいは疑義を有するか否かを判断。
- ③「鑑定…その他の法律事務」(3ページ)
  - サービスの<u>機能と表示内容</u>によって判断。
  - ■作成業務支援サービス(3ページ)
  - ■審査業務支援サービス(4ページ)
  - **■管理業務支援サービス** (5ページ)
- ④ サービスの利用者(6ページ)
  - ①~③にかかわらず、<u>弁護士が自ら精査し、必要に応じ修正する方法で使用</u> する場合は違反しない。

AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との 関係について (概要) 法務省の公開資料より抜粋

ついては弁護士が作成・レビューを行うこととしている。

この点に関し、LegalOn Technologiesは、これまで、「鑑定 …その他の法律事務」に該当しない範囲が明確でなかったため、

- ※7 法務省ガイドライン3。
- ※8 例えば、契約書等の作成業務を支援するサービスについて、「その利用者による非定型的な入力内容に応じ、個別の事案における契約に至る経緯やその背 の審査業務を支援するサービスについて、 「審査対象となる契約書等の記載内 容について、個別の事案に応じた法的リスクの有無やその程度が表示される場 合」(法務省ガイドライン3(2)ア(ア))。
- ※9 この点は、前掲注(5)記載の論説で、「『鑑定…その他の法律事務』は、『事件 性』のある個別の事案との結びつきが前提となっていると考えられる」と述べられ ている点とも軌を一にする(前掲注(5)65頁)。
- ※10 LegalOn Technologiesは「LegalForce」というAIで契約レビューを支援する ツールと「LegalForceキャビネ」という、締結後の契約が終了するまでの間、 管理をサポートするツールを提供している。「LegalFroce」は法務省ガイドライン でいうところの契約書等審査支援業務、「LegalForceキャビネ」は、契約書等 管理支援業務に該当するサービスである。



「LegalForce」デモ画面。 今回の法務省のガイドラインの公開により、よりユーザーエクスペリエンスの向上が見込まれる

「鑑定…その他の法律事務」を保守的に解釈し、両製品のサービス提供画面における機能や表示において細心の注意を払ってきた。このような保守的な解釈での機能の提供により、ユーザーエクスペリエンスの観点からは不十分なところもあったのではないかと思われる。

法務省ガイドラインは、今まで各要件に該当するかどうかが「グレー」と言われていた部分について、かなり踏み込んで該当し得る事例/該当しないと考えられる事例を列挙したため、「グレー」の範囲が相当縮減したと考えられる。このことにより、ユーザーに対して今までよりも使いやすく、わかりやすいサービスを提供することができる土壌ができたといえる。

#### 2 データ保護とセキュリティ

リーガルテックツールについては、弁護士法72条だけではなく、データ管理やセキュリティなどもユーザーが関心を寄せているのではないかと思われるので、こちらについてもLegalOn Technologiesを例にして紹介したい。

LegalOn Technologiesは、各サービス利用規約において、 顧客データの利用目的を明記し、それ以外の目的では使用しな いことを明確にしている。また個人情報についてはプライバシーポリシー\*\*\*に従い、その取得と利用の目的を明記したうえ、それぞれ情報管理を厳重に行っている。

また、セキュリティ面では、ISMS-ACが認定した認証機関による審査を受け、ISMS認証(JIS Q 27001:2014, ISO/IEC 27001:2013)及びISMSクラウドセキュリティ認証(JIP-ISMS517-1.0, ISO/IEC 27017:2015)を取得している\*\*12。さらに、Webアプリケーション及びインフラストラクチャへの脆弱性診断やペネトレーションテスト等の技術的なセキュリティリスクアセスメントを定期的に実施し、セキュリティ対策の実効性を確認している。

以上のようにLegalOn Technologiesは、各種情報の取扱い についても使途を明確にしたうえでセキュリティ対策を講じ、 ユーザーが安心してサービスを利用できる環境を整えている。

<sup>%11</sup> https://legalontech.jp/privacy-policy/

<sup>※12</sup> 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) は、「Information Security Management System」の略称であり、組織に情報セキュリティに関するリスクマネジメントプロセスを適用するための規格である。また、ISMS適合性評価制度において、第三者である認証機関が認証を希望する組織の適合性を評価するための基準として用いられている(https://isms.jp/isms/about.html 参照)。

#### 今後の展望

前述1のとおり、法務省ガイドラインにより、今まで各要件へ の該当性が「グレー」とされていた範囲の中でも「シロ」であるこ とが明確になった点が多いため、既存のリーガルテックサービ スが弁護士法72条との関係で適法といえるだけでなく、さらに 積極的にユーザーにとって便利で使いやすいサービスを提供す ることが可能になった。

例えば、法務省ガイドラインによれば、弁護士法72条で禁じ られているのは、個別の事件性のある事案に関して、法的知識 に基づく見解を述べること(「鑑定」)や、法律上の効果を発生 等する事項を処理すること(「その他の法律事務」)であるから、 個別の事案に応じない、あくまでも一般論としての処理等を行 うものは、弁護士法72条には違反しないと考えられる。また、 事件性がない事項であれば、個別の事案に応じた事項の処理 等であっても、弁護士法72条との関係では問題ないため、その 点からより積極的に「鑑定…その他の法律事務」に該当するサー ビスを提供する余地があると言える\*13。

なお、今後LegalOn Technologiesも会員となっている一般 社団法人AI・契約レビューテクノロジー協会では、法務省ガイ ドラインを踏まえ、自主ガイドラインを策定する予定である。 ユーザーにさらに安心して便利にリーガルテックサービスを使っ ていただけるような指針を定める予定だ。

#### リーガルテックサービスの利用のメリットと 社会的有用性

リーガルテックサービスは、法務にまつわる方々の業務をサ ポートする。とりわけ日本の企業法務は、日本企業の国際競争 力強化のために、事業に寄り添った積極的な機能の発揮が求め られ\*14、法務に期待される業務は増加している。かかる新しい 業務のためにリソースを確保する必要があるところ、人材確保 以外の面では、個々人が既存の業務を効率化することが肝要で ある。リーガルテックサービスはその効率化の一助を担うものと 考えている\*\*15。

法務省ガイドラインが公表されたことにより、よりユーザーに とってわかりやすく使いやすいサービスを提供でき、ユーザーの 更なる業務効率化も進められるだろう。さらには、今後の法務 機能の向上、ひいては日本企業の国際競争力にも資することが できれば\*16、サービス提供者としては幸甚の極みである\*17。

- ※13 弁護十法72条のすべての要件に該当して初めて同条違反となりえる点は法務 省ガイドライン公表前から争いのない点ではあるが(前述1.2)、法務省ガイドラ インは、わかりやすい形でそれを明文化しているため、 弁護士法72条のうち、確 実に一つの要件だけ該当しないというようなサービスを提供するという方法が、以 前にも増して採りやすくなったと思われる。
- ※14 経済産業省「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会 報告書~令和時代に必要な法務機能・法務人材とは~」(2019) (https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/homu\_kino/pdf/20191119\_ report.pdf)参照。
- ※15 前掲注(14)23頁参照。
- ※16 法務省ガイドラインの概要 (https://www.moj.go.jp/content/001400674. おける有用性等に鑑み、弁護士法72条の趣旨を踏まえつつ、同条とリーガル テックとの関係の予測可能性を高めるため」との記載がある。
- ※17 今回掲載した内容は筆者の個人的見解であり、一般社団法人AI・契約レビューテ クノロジー協会又は株式会社LegalOn Technologiesの公式見解を示すものでは ない。



## アメリカ合衆国の電子政府の実現を目指す公文書管理のDX 連邦機関の公文書の電子化を目標としたM-19-21のその後

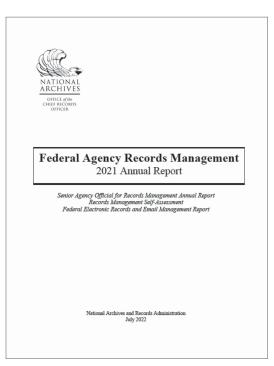


株式会社マイクロテック 山際 祥一

アメリカ国立公文書管理局 (NARA) とアメリカ合衆国行政管理局 (OMB) が2019年に発表した電子政府実現のための覚書 (M-19-21) では2023年にはNARAは全ての公文書の電子データによる受領が実施されているはずであったが、新型コロナウイルス (COVID-19) 等の影響もあり未だ完了していない。また、新たな課題についての取り組みも必要になっている。

#### 現在までの進捗及び課題

NARAの電子記録政策アナリスト、マイケル・ホースレイは M19-21の現在の状況に関する質問に対して、「連邦機関記録管 理の年次報告書2021」、M-19-21に変わる新しいNARAとOMB の覚書「M-23-07」、紙からデジタル化する際の品質基準である FADGI (連邦機関デジタル化ガイドラインイニシアティブ) の「文 化遺産資料のデジタル化に関する技術ガイドライン第三版」等の資料を示すとともに、いくつかの質問にメールで回答した。これらを基にNARAの進める公文書の電子データでの受け入れの現状と今後のスケジュールを確認する。



連邦機関記録管理2021年次報告書(表紙)

#### 連邦記録管理年次報告2021\*1

2022年7月に発行された「連邦機関の記録管理に関する年次報告書2021」のうち、紙文書の電子化に関する上級記録管理官(SAORM)による年次報告を抜粋して以下にまとめる。

#### 概略

連邦政府はデジタルトランスフォーメーションによってプロセス の近代化を進めている。これらのデジタルのプラットフォームや フォーマットは、連邦機関と市民との関係を良い方向に変化させている。記録管理は、このような変化におけるデータと情報 の管理全般において極めて重要である。この記録管理プログラムを成功させるには、経営幹部レベルの支援と可視化が必要である。

#### 課題

すべての記録を電子フォーマットで管理することには、特にメタデータの取得と長期保存に課題があり、具体的にはメタデータの標準化、技術的な問題、文化的な変更と管理、紙に対する法的な要件などがある。これらの課題に対し情報ガバナンスと記録管理を情報、知識、データ管理と統合する努力が必要である。図1はSAORMによるこれらの諸課題が電子化の実現に与える影響度の評価を示す。例えば1段目のCOVID-19が記録管理方針や慣行に与えた影響を報告した機関の割合は57%に達している。

#### M-19-21の期限を迎えて

M-19-21は、過去の紙記録の保管場所の変更と、永久保管 および一時的な記録に対する管理の目標を設定している。これ に対してSAORMの年次報告は、メタデータによる記録管理、

<sup>\*\* 1</sup> https://www.archives.gov/files/records-mgmt/agency/federal-agency-records-management-annual-report-2021.pdf

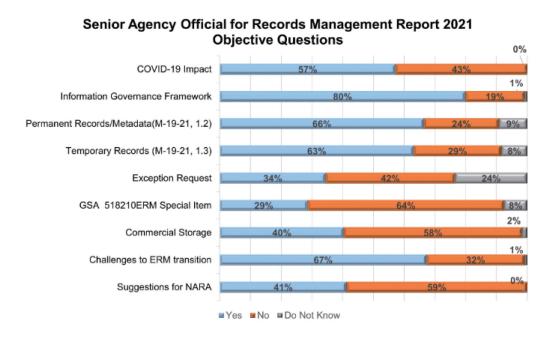


図1 客観的問題に対するSAORMの影響の評価

#### Meeting M-19-21 Target Deadline 2019-2021



永久記録(青) 一時記録(オレンジ) ※グラフの色については電子版を参照してください。

電子フォーマットによる一時記録管理、管理システム、ストレー ジ等のITリソース強化の進捗状況と計画に焦点を当てている。

しかし、各機関は、永久保管の記録と一時的な記録を電子 フォーマットで管理するというM-19-21の目標を達成することを 難しいと考え始めている。図2に示すように2020年には一時的 な記録については94%、永久保管の記録については98%が達 成可能であると考えていたが2021年には、可能であると答えた 機関が一時的な記録については63%、永久保管の記録につい ては66%に減少した。

#### 1. 各機関の抱える課題と取り組み

各機関には、COVID-19の影響により人の移動が制限された ことにより紙の記録へのアクセスが難しくなったことがデジタル 化の進展を遅らせたこと、紙の文化、ビジネスや法的要件、紙 プロセスへの依存による大量の紙の記録と、これらを管理する レガシーシステムをどう更新するかといった課題がある。

年次報告では、これらの課題への対応として電気的なレコー ド保管や管理システム、一部はMicrosoft Office 365のような 汎用的なシステムの使用、自動化ソリューションの研究、記録 と関連するメタデータの識別と標準化、紙の記録を電子フォー マットに変換するデジタル化戦略の実施、電子ファイルでの送 付を要求するための方針、手順、記録保存スケジュールを再構 築するといったことが提案されている。

また、NARAは一般調達庁 (GSA) を利用して電子記録管理 (ERM) ソリューションの調達も将来的視野に入れている。

#### 2. ストレージ施設

M-19-21では、2022年12月31日以降の紙記録の保管方法を 変更することを求めている。 非活動記録 (省庁の業務に必要で はなくなったが、NARAが承認した記録スケジュールに基づく 記録保存期間を満たしていない記録) は、連邦機関が独自に運 営する保管施設を閉鎖し、期限までにNARAの連邦記録セン ターまたは民間の保管施設に移管することを求めている。そし て保管期限後の非稼働の一時記録は、可能な限り民間の保管 施設に移管されなければならないという原則が定められている。

これらについてもCOVID-19等の影響を受け、2021年の調 査時には機関の40%は民間の保管施設への移管計画があるが 58%は計画が無い、2%は分からないと回答している。

今後の進展を促進させるためのSAORMの提言は以下の通り

- ・予算の増額と関連分野でのスタッフの連携を促進する。
- ・SAORMで問題について検討するコミュニティーを作る。
- ・小規模な機関向けのガイダンスを提供する。
- ・NARAのチーフ・レコード・オフィサーとSAORMとの個別のミーティングの機会を設ける。
- ・SAORM、ARO (機関の記録管理担当官)、OMB、GSA、NARAのスタッフ間のさまざまな会議、ブレーンストーミングセッション、促進会議を実施する。
- ・NARAの評価スタッフと各機関の記録管理者との定期的な ミーティングの機会を持つ。
- ・SAORMによるパネルディスカッションを実施する。

#### M-23-07の発表<sup>\*\*2</sup>

上記の状況を踏まえてNARAとOMBは2022年12月23日に新しい覚書M-23-07発表し電子データでの移管の開始を2024年7月1日に定めた。また、2項にはアナログのまま保管する基準について規定され、3項では2024年6月30日で各機関が運営する記録管理施設とNARAが運営する連邦記録センターは閉鎖され、その後、一時的に管理が必要な記録はNARAが認証した民間の施設で保管することが追加された。

1. 2024年6月30日までに、連邦機関はすべての永久記録を電子フォーマットで管理しなければならない。

遅くとも2024年6月30日までに、連邦政府機関の持つ全ての永久記録は、最終的にNARAに移管され、収蔵されるために、可能な限り電子的に管理されなければならない。従来の方針と同様、2024年6月30日以前にNARAに受理された、あるいは連邦記録センターに保管のために移管された永久記録は、電子的に管理する必要はない。

2024年6月30日以降、連邦政府機関はすべての永久記録を 電子フォーマットおよび適切なメタデータで移管しなければなら ない。

2. 2024年6月30日以降、すべての機関は、NARAの規則および移管ガイダンスに従い永久記録を電子フォーマットおよび適切なメタデータとともにNARAに移管しなければならない。

特定のアナログ記録を電子システムに置き換えることが国民に とって負担となる場合、コストが便益を上回る場合、法令また は規制上の障壁が実施を妨げる場合、または元のフォーマット に例外的な本質的価値がある場合、各省庁はNARAにこの要件に対する限定的な例外を要求することができる。

3. 2024年6月30日までに、連邦機関はすべての一時記録を電子形式で管理するか民間の保管施設に保管しなければならない。

2024年6月30日までに、連邦機関のすべての一時記録は、可能な限り電子的に管理されなければならない。ただし、2024年6月30日以降に移管対象となるその他の非活動記録はすべて民間の保管施設に保管されなければならない。これは、2024年6月30日以前に連邦記録センターに一時保管のために移管された一時記録には適用されない。

2024年6月30日までに、すべての機関は機関が運営する記録保管施設を閉鎖し、非稼働の一時的記録を連邦記録センターまたは民間の保管施設に移管しなければならない。

2024年6月30日以降に移管対象となる一時アナログ記録は、NARAの記録保管要件を満たす民間の保管施設に移管しなければならない。

4. 2024年6月30日以降、NARAは永続的または一時的な記録 のアナログ形式での移管を受け付けず、適切なメタデータを 含む電子形式でのみ記録を受け付ける。

2024年6月30日以降、NARAは、2項および3項に記載されているように、NARAが限定的な例外を受諾しない限り、永続的または一時的なアナログ記録の新規譲渡を受け付けなくなる。NARAは、2024年6月30日までに連邦記録センターに移管されたすべてのアナログ記録を、予定された処分日まで保管し、サービスを継続する。これらの記録が処分予定日を迎えると、NARAは永続的な記録を元のアナログ形式で受け入れ、一時的な記録は適切に処分する。永続的な記録のその他の法的な移管はすべて、記録がもともと電子形式で作成されたかどうかにかかわらず、電子形式でなければならない。2024年7月1日以降、各機関はNARAに移管する前にアナログ形式で作成された永久記録をデジタル化することが義務付けられる。デジタル化と移管は、メタデータ要件を含むNARAの規則と移管ガイダンスに従って行われなければならない。

5. NARAは、連邦機関の完全電子記録管理への移行を支援 するため、記録管理規則およびガイダンスを発行する。

遅くとも2024年6月30日までに、NARAは、完全な電子記 録保存のための明確な基準を提供する最新の規則と指針を発 行する。NARAはまた、アナログ形式で作成された永続的な 記録をデジタル化し、適切な場合にはアナログ原本を廃棄する ことを機関に許可する規則と明確な方針を発表する。NARAは、 電子記録の保管、フォーマット、メタデータに関するガイダンス、 および転送ガイダンスを各機関に提供する最新の規則を発行す る。NARAは、完全に電子化されたプロセスを通じて、電子記 録を効率的にスケジュールして移管し、永続して継承するため のガイダンスを提供する。

遅くとも2023年6月30日までに、NARAは更新ガイダンスを 発行し、キャップストーンアプローチ\*3を明確に定義し、電子 メールに加え、一時的や暗号化メッセージを含むあらゆるタイプ の電子メッセージを含めるよう拡大する。更新されたガイダンス には、電子メッセージ保存法 (EMPA) 2において成文化された 新しい法的要件が盛り込まれる。

2023年12月31日までに、NARAは共同作業環境に存在する 連邦記録の管理に関するガイダンスを発行する。このガイダンス は、複数のプラットフォームにまたがる複数の連邦政府機関に よるコンテンツの所有権に対応するもので、最高情報責任者会 議と一般調達局 (GSA) がすでに進めている取り組みを支援す るものである。

6. NARAは、電子記録管理(ERM)ソリューションおよびサー ビスを調達する連邦機関のために、ERM基準および要件を 定める。

2023年12月31日までに、NARAは、記録管理ソリューション およびサービスを調達するためのNARAの政府全体の包括的 戦略である連邦電子記録近代化イニシアチブ (FERMI) の下で、 ERMソリューションおよびサービスに対するERM基準および要 件を確定する。各機関は、FERMIリソースを使用して、上記 の要件を含む、NARAおよびOMBからの記録管理方針および 義務に準拠する必要がある。

#### FADGI第3版を使用したイメージデータ作成 の品質基準\*\*4

公文書の完全な電子化を実施するためには、正確なイメージ の作成、判読性等の品質基準が必要になる。また、併せて永 久保存という面からは将来的な検証や研究に必要な情報の提供 も不可欠になる。NARAは今回の公文書の電子化の品質基準と

表1 FADGIスターシステム

スター	画像品質			
☆	オリジナルを見つけるためのリファレンスを提供することに利用される。			
**	3スターを達成する能力が合理的に期待できない場合、まは3スター品質がデジタル画像の使用目的に必要でない場の最低限の許容品質。			
***	ほとんどの用途に適切な非常に優れたプロフェッショナルな画 像。			
***	現在考えられる実用品質で最も高精度のイメージデータ。 長期保存、研究目的等のほぼすべての用途に活用可能。加えて、持ち出し等が制限される希少な資料のオリジナルの代わりとしての利用が可能。			

して、FADGI「文化遺産資料のデジタル化に関する技術ガイド ライン」で規定されている3スターの品質基準を採用している。 2023年5月には第3版が発行され「Document (Unbound): Modern Textual Records (綴じられていない) ドキュメント: 今日的なテキストレコード」が追加された。マイケル・ホースレイ はこのことについて「NARAは、今回のプロジェクトのイメージ データ作成の品質基準としてFADGIの3スターの画質測定パラ メータとパフォーマンス指標値を取り入れました。FADGIガイド ラインは、国際標準化機構ISO19264で規定された方法を実装 したもので必要とされる品質基準に加えて将来の検証に対して も十分なトレーサビリティを提供します。Modern Textual Recordsは、FADGIとNARAが、これまでの電子化の実績か ら紙記録全体の80%以上を占めると推定される、はっきりと読 みやすい白い紙に黒色で文字が印刷された現代の紙文書を電 子化する特定のニーズに対応するために開発したものです | と回 答した。

#### 民間のリソースも活用してDXを推進する

NARAはM-23-07で電子政府への移行のDXを実現するため の公文書のNARAへの移管の完全電子化への期限を改めて 2024年7月1日に定めて施策を実行しようとしている。

この中でアナログの記録の保管についてNARAの運営する連 邦記録センター及び各機関が独自に持っている記録保管施設を 2024年6月30日で閉鎖することを予定している。このことについ てマイケル・ホースレイは「さまざまな側面がありますが、各機 関がそれぞれの事情に合わせた柔軟な選択ができるようにする こと、プロセスを民間で行うことで情報の取り扱いに中立性を 持たせること、そして経費を削減すること等が含まれます」と回 答した。

<sup>※3</sup> NARAが開発した政府職員の電子メールを自動的に保存するシステム

https://www.digitizationguidelines.gov/guidelines/digitize-technical.

### 株式会社トプコン

## 老舗メーカーがDXを核とする ソリューションプロバイダーへ 「尖ったDXで、世界を丸く。」の 真髄を探る

株式会社メディア・パラダイム研究所 まくだいら ひとし ITジャーナリスト 奥平等

株式会社トプコン (以下、トプコン)は、我が国を代表する総合精密光学機器メーカーである。現在はグローバルに医 (ヘルスケア)、食 (農業)、住 (建設)の3分野を中心に社会的課題をDXで解決するソリューションを展開している。

トプコンは創業90周年を迎えた2022年3月より、「尖ったDXで、世界を丸く。」というキャッチフレーズを展開。独自のDXソリューションで、サスティナブルな社会づくりを推進することを自らのパーパスに掲げ、いわゆる「ソリューションプロバイダー(顧客の課題解決)」への道を邁進している。

このことは「DX銘柄」の選定においても高く評価され、同社は「DX銘柄2000」より3年連続でDX銘柄に選定されるとともに、今年5月に発表された「DX銘柄2023」においてグランプリ企業に輝いた。それは、同社にとって「DX」がもはや自社の課題を解決する「手段」を超越し、



ビジネスそのものを加速するエンジンとなっていることを意味する。また、DXにおいては「変革」を踏まえた「既存ビジネスの深化」と「新規ビジネスの創出」の2つが大きな命題とされているが、同社はまさにその両側面を表裏一体で進めている。加えて、メーカーとして培ってきた世界規模でのチャネルを通じて、DXによるソリューションをグローバルに展開。その意味で、トプコンのDXは①グローバルな視座、②重要社会課題解決へのチャレンジ、③コアビジネスとの融合という3つの戦略に収斂されているといっても過言ではない。

多くの企業がDXを手段に自社の課題解決、もしくは新たなビジネスモデルの創出に四苦八苦している中で、トプコンは何故、より大きなビジョンを掲げてDXそのものをビジネスへと昇華できたのであろうか? [医・食・住]の3分野で、具体的にどのようなソリューションを提供し、次なるフェーズをどのように描いているのであろうか? 同社・上席執行役員 経営推進本部長の伊藤 嘉邦氏に話を聞いた。

#### ■ DX銘柄2023

経済産業省と東京証券取引所、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)が共同で実施しているプログラムで、東京証券取引所に上場している企業の中から、DXを企業価値の向上につながる仕組みとして推進し、優れたデジタル活用の実績が認められる企業を業種区分ごとに選定して紹介している。2023年5月31日、「DXグランプリ2023」として2社、「DX銘柄2022」32社 (DXグランプリ企業2社を含む)、「DX注目企業2022」19社、新設の「DXプラチナ企業2023-2025 (3年間の時限措置)」3社が選定・発表され、DXグランプリにはトプコンと日本郵船、初のDXプラチナ企業には中外製薬、小松製作所、トラスコ中山の3社が選ばれた。同銘柄の選定企業は単に優れた情報システムの導入やデータの利活用にとどまらず、デジタル技術を前提としたビジネスモデルおよび経営の変革に果敢にチャレンジし続けており、これらの取り組みをベストプラクティスとして参考にすることで、日本の産業界全体の発展に寄与することが期待されている。

【経済産業省「DX銘柄2023」紹介URL】 https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230531001/20230531001.html

### 潜在ニーズを先取りし、新たな価値を創造する 「TM-1」というコンセプトを、DXというカタチへ

トプコンの歴史と変遷は、戦前の激動の時代に溯る。1932 (昭和7)年9月、測量機の国産化を目的とする陸軍省の要請を受けて、服部時計店精工舎(現・セイコー)の測量機部門を母体とする東京光学機械株式会社(東京光学)として設立された。 日本が前年の満州事変を経て、満州国の建国を宣言した年で、 軍部の政治的影響力が強まり、日中戦争、第二次世界大戦へ とつながっていく。東京光学は、陸軍造兵廠東京工廠(東京第 一陸軍造兵廠)・高千穂光学工業(現・オリンパス)・東京芝浦

電気 (現・東芝)・富岡光学器械製作所 (後の京セラオプテック)・ 榎本光学精機(現・富士フイルムに吸収)などとともに日本軍の 光学兵器開発・製造の主力を担った。なかでも海軍系の企業 である日本光学工業 (現・ニコン) とは軍需光学機器製造の双 壁として「陸のトーコー・海のニッコー」とも謳われていた。

戦後は、民生品開発にシフト。双眼鏡、測量機、カメラ、顕 微鏡などの製造に注力する。特に双眼鏡においては精度の高さ が広く認知され、アメリカを主力とするグローバル展開をスター ト。国内においては測量機の生産に尽力し、戦後の国土復興と 開発に貢献した。また、1947年より医療機器事業を開始。眼 鏡卸商協同組合からの要請に基づき、検眼機の国産化を目指 す中で、1951年に輸入品を凌駕する「レフラクトメーター」を完 成させた。また、高度経済成長に伴い個人消費需要が拡大す る中で、カメラ市場においても売上・利益を増大させる。1963 年に発売した世界初のTTL開放測光方式を採用した一眼レフ カメラは、海外市場からも高い評価を受け、「TOPCON」という カメラブランドが世界を席巻することになる。 さらに1990年代か らは、海外技術ベンチャー企業のM&Aを進め、1994年には 土木建設市場へ本格参入。2006年からは食(農業)分野へ進 出し、現在の事業の礎を築いている。

ちなみに「トプコン」という現社名に変更したのは、1989年の こと。創業時の英文名「Tokyo Optical Company」がベースだ といわれているが、実はそれまでもカメラをはじめとする多くの 製品で「TOPCON」というブランド名を使用し、世界にその名 を轟かせてきた。ブランド名と社名を一致させた背景には、総 合精密光学機器メーカーとして多彩なマーケットで確固たるポジ ションを築いてきた矜持が内包されている。

以上のように、トプコンにはメーカーとして画期的な製品、そ



株式会社トプコン 上席執行役員 経営推進本部長 伊藤 嘉邦 氏

の時点において唯一無二の製品を世に送り出す開発主導型企業 として成長を遂げてきた。そのDNAはいまなお引き継がれ、特 に平成期においては「TM-1 (Time to Market No.1)」と呼ば れる同社独自のコンセプトとして明文化されている。「TM-1」と は言葉の通り、顧客の潜在ニーズを先取りし、新たな価値を創 造し、人類社会に貢献していくことを意味している。当然なが ら、このポリシーはDXを基軸とする次なる成長分野へのチャレ ンジにも反映されている。同社の経営推進本部長の伊藤 嘉邦 氏は、「TM-1」と「DX」の関係性について、次のように説明する。

「TM-1は、いうなれば開発志向のメーカーを目指すという ことに他なりません。それだけに、"潜在ニーズに応える"と いう大義名分があるものの、"作りたいものを作る"というプ ロダクトアウトの発想も内包されています。その意味で、当 社には"失敗を恐れない文化"が醸成されていますが、実 際には意気込んで開発した製品が市場に受け入れられな かったケースがなかったわけではありません。DXは、その ような画期的ながら、一方で独りよがりな側面も有する当社 製品を、真のソリューション (問題解決策)に昇華させるた めの手段として位置付けています。いうなれば、"モノ売り" から "コト起こし"への発想の転換です」

### DXで「TM-11製品のポテンシャルを引き出す DXを起爆剤にハードルを乗り越え、「コト」を起こす

「TM-1」と呼ばれる独自性の高い製品開発に注力してきたト プコンだが、潜在ニーズの発掘から新しい市場の開拓、それを 社会に浸透させていくプロセスは、決して容易ではないはずだ。 伊藤氏は同社が2013年に世に送り出した「3D-OCT Maestro (マエストロ)」という3次元眼底像撮影装置を例に、そのプロセ

スについて説明してくれた。

「Maestro」は光の干渉現象を利用して立体構造を把握する 「OCT (Optical Coherence Tomography: 光干渉断層計)」と 呼ばれる技術に立脚している。トプコンはこれまで眼底の網膜



眼底撮影のフルオート化を実現した 「Maestro」

表面を撮影し、2次元画像によって診断する手法が主流だった眼底検査において、いち早く眼底に不可視光を照射して反射した光を解析するOCTに着目。世界に先駆けて、身体に負担を与えずに眼底の3次元立体像を取得

できる技術を確立し、マーケットをリードし続けてきた。その結果、眼疾患の早期発見や経過観察に有用なOCTは現在、眼底検査手法の1つとして、世界の眼科診断の現場において広く活用されるようになっている。

「MaestroはOCTベースの3次元眼底像撮影装置の先駆けであり、アイケア事業が現在拡大させているスクリーニングビジネスのトリガーとなった製品です。これまで眼科専門医が経験と知見のもとにマニュアル操作で行っていた眼

球(前眼部および眼底)の撮影を、フルオートで撮影する ことを実現。これにより、眼科専門医でなくともスクリーニン グ (眼健診)を行うことが可能となり、日本における失明原 因となる3大疾患といわれる緑内障や糖尿病網膜症、網膜 色素変性症などの早期発見・診断と眼科医療の量的・質 的向上に寄与することが期待されました。しかし、それだ けでは新しいマーケットは開拓できません。潜在ニーズを顕 在化させていくためには、マーケットインの発想で、既存の 慣習や仕組み、レギュレーション (法規制)などといった多 くのハードルを乗り越えていく必要がありました。その打開 策であり、解決手段となったのがDXに他なりません。デジ タル技術に着目し、活用することによって、"モノ"という発 想から脱却し、"コト"に転換することができるからです。当 社の場合、TM-1の開発を通じて長年に亘って培ってきた オリジナリティを追求する姿勢は、DXソリューションにおい ても脈々と受け継がれています」(前出・伊藤氏)

### スピード経営とグローバリゼーションへの対応力 Topconianならでの知恵と発想で変革を起こす

では、トプコンは立ちはだかる障壁を、いかにして超えていったのであろうか。ここでは、「Maestro」を中心とするアイケア事業の成功要因を「5W1H」の観点から整理し、同社のDXに対する位置付けと戦略を客観視してみることにする。

「What (何を)」は「Maestro」に代表されるハードウエアに他ならないが、「When (いつ)」と「Where (どこで)」については、同社ではすでに柔軟に対応できる下地を整えていたと想定される。「When」においてはスピード経営を実現する体制、「Where」においてはグローバル経営が真価を発揮した。

同社では2012年~2015年までの戦略で、3Dレーザースキャナーおよび3次元計測などの基盤事業の拡大をミッションとする「スマートインフラ・カンパニー」、独自のGPSを核とする新規事業へのシフト・集中に注力する「ポジショニング(測量技術)・カンパニー」、ヘルスケア事業の中核をなす「アイケア・カンパニー」の「3社内カンパニー体制」に移行しており、個々の社内カンパニーが独自の意思決定機能を発揮することで、スピード経営を加速させている。

また、「TM-I」製品をグローバルで展開する中で、1970年より海外子会社を設立するとともに、1990年代からは海外技術ベンチャー企業のM&Aを積極的に推進。全世界を網羅する販売チャネルを構築し、2011年には海外売上高比率が70%を超える。その中でグローバル全体の共通の価値観となる「TOPCONWAY」を制定。海外関連会社の意見を反映したグループ横断のプロジェクトを積極的に敢行する中で、国籍や人種、個々が有するアイデンティティを超えたダイバーシティ&インクルージョンな企業風土を確立し、「Topconian(トプコニアン)」という言葉が生まれるに至っている。このような背景から、同社は各国のマーケットを把握・分析する力を醸成し、スピーディーかつタイムリーな意思決定のもとに、ソリューションを投入する地域やタイミングを選択・実行する術を備えていたのである。

「Why (何故)」では、社会課題を見極める洞察力が必要だ。 これについてもグローバル企業である同社は、比較的容易に答 えに辿り着くことができた。我が国では実感が伴わないかもし れないが、全世界を視野に入れると、眼科専門医はたったの24



「医」分野におけるDXソリューション概念図

万人ほどに過ぎない。それは単に医療体制が整備されていない 地域での圧倒的な医師不足のみならず、高齢化社会を迎えてい る国々においても深刻な問題といえる。延いては、それらを背 景に医療費が高騰し、医療格差が生じていく。このような社会 課題を解決するためには、専門医が全世界で24万人という市場 を、周辺を含めて拡充していく必要があった。

そこで、「Who (誰が)」である。これについては、やはり顧 客のもとに積極的に足を運ぶという同社の現場主義が功を奏し た。世界中の多くの顧客とのコミュニケーションを通じて、フル オート撮影ができる「Maestro」ならではの利点を活用できる潜 在市場を発見したのである。辿り着いたターゲットは、眼健診 を必要とする人たちとの親和性が高い、眼鏡店やドラッグストア、 そして内科医をはじめとするかかりつけ医だった。彼らが定期 的にスクリーニングを行い、眼科専門医と連携する仕組みがあ れば、患者にとっては早期発見・早期治療、眼科専門医にとっ ては負荷軽減と医療の質的向上、そして眼鏡店やドラッグスト ア、かかりつけ医には新たなビジネス機会や顧客接点が生ま れる。これをもって、従来の延長線上になかった三方良しの 「Win-Winの関係」を築くことで、社会貢献につながるという確 信を持ったという。

最大の障壁は、「How (どのように)」の具現化だった。眼鏡 店やかかりつけ医をターゲットとするにしても、ハードウェア自 体は決して安価なものではない。そのためには、彼らがメリット を追求できる仕組みを構築する必要があった。

そこで、同社は著しい進歩を遂げているデジタル技術に着目。

DXソリューションとして具現化していった。アイケア事業におい ては、大手眼鏡店チェーンやドラッグストアを対象とした地域医 療のためのクラウドサービスを、まずはアメリカからスタート。 眼鏡店などでスクリーニング (健診) した計測結果をクラウドに 蓄積し、眼科専門医と連携・共有する仕組みを構築し、さらに 米国のベンチャー企業と連携して上市した「AI自動診断」のシ ステムなどを付加しながら、活用とサービスの幅を拡げ、すで に数か国でソリューションを提供している。そのビジネスモデル は一様ではないが、サービスとして顧客の接点づくりやリレー ション強化につなげたり、スクリーニングというメニューを設け て課金を行うなど、それぞれの国・地域・業態を踏まえて、さ まざまな方法が模索されているという。

「医療分野のソリューションは、国・地域によって医療体制 やそのレギュレーションが異なるため、極めて柔軟な発想で フィットしていくことが求められます。それを可能としている のが、当社がグローバル展開を進めるに当たって大切にし てきた "Think Global, Act Local"というマインドです。ア イケア事業におけるクラウドサービスは、まさにその真髄を 発揮する場となっています。残念ながら、日本においては 法規制などにより提供できていませんが、各国では着実に 成果が認められつつあります。導入先はまだまだアーリーア ダプタに過ぎませんが、今後も現場のプロフェッショナルで あるお客様の声に耳を傾け、各国での展開をレベルアップ させながら、日本でも来るべくタイミングで提供できることを 望んでいます」(前出・伊藤氏)

## 対峙する命題を「表裏一体」とすることで、世の中から高く評価されるビジネスへ

一方、同社はメーカーとしての尊厳も忘れておらず、現在もなお、ハードウエアの進化にも注力している。「アイケア」分野では、2015年2月にOCT撮影の光源に中心波長1µmのSwept Source (波長掃引レーザー)光源を採用した「DRI OCT Triton」と呼ばれる3次元眼底像撮影装置を上市。圧倒的に高速で高深達なスキャンと高精度トラッキングシステムにより、硝子体から脈絡膜まで精細で均質な撮影画像を提供するとともに、無散瞳カラー眼底カメラ同時撮影機能・蛍光撮影機能・自発蛍光撮影機能を搭載した複合機である。さらに網脈絡膜循環、微小血管の構造を可視化・観察できるOCT Angiography (OCTによる血流観察)と呼ばれる最新鋭機能を実装。網膜血管の状態を造影検査なしで、より精密かつ鮮明に把握することを可能とし、世界の眼科専門医を唸らせた。

「DRI OCT Triton」は主として眼科専門医向けの装置だが、2016年に日本デザイン振興会の「グッドデザイン賞」を受賞している。また、つい先日(2023年8月23日)、同社は眼疾患の早期発見に貢献するOTC装置の開発と普及、「Quality of Vision(視界の質:クリアな視界を保って過ごせること)」の維持に貢献したとして、「第6回 日本医療研究開発大賞 経済産業大臣賞」を受賞するに至っている。



Swept Source (光源を採用したDRI OCT Triton)

「鶏が先か卵が先かではありませんが、ハードウエア製品とソリューション、プロダクトアウトとマーケットイン、グローバルとローカルなどの因果性には、少なからずジレンマが内包されています。しかし、それらは単に二律背反するものではなく、むしろ表裏一体の関係にあるといっても過言ではありません。当社は積極的にDXを推進することによって、そこへの答えを求め続けてきました。その意味で、当社がソリューションプロバイダーを志向したのは、いわば必然であったのかもしれません」(前出・伊藤氏)

### 「医・食・住」の社会的課題の解決に向けて、 最先端のDXソリューションをグローバル展開

「アイケア」における変遷に見られる通り、同社のDXソリューションの源泉は「挑戦」の精神を踏まえたハードウエアの技術開発である。なお、「突出したハードウエア製品」×「ユニークなプラットフォームサービス」でワールドワイドな視野で一石を投じるDXソリューションは、同社が主戦場とする「医・食・住」のうち、「住」と「食」において、いち早く具現化されている。

この領域で鍵を握る技術は「GNSS (Global Navigation Satellite System:全地球航法衛星システム)」をコアとする「位置計測 (Positioning) 技術」だ。その中にあって、同社は全世界で3社しかいないといわれる精密位置計測技術を有している。GPSは一般的に衛星測位システムの総称として使われているが、

本来は飛行機や船を安全に運行するためにアメリカが1980年代に開発した衛星測位システムで、これ以外にもロシアやEU、中国や日本の準天頂衛星システム「みちびき」など、各国・地域が管理運用しているシステムが複数存在し、それを総称してGNSSという。

GPSを活用した仕組みとしてはすでにカーナビやスマートフォンでの地図アプリケーションが馴染み深いが、単一の衛星測位システムを利用するGPSでは都会のビル街や山間部などで、電波が遮断されてしまう問題が指摘されている。さらに時代はもはや車両や機器、ドローンなどの自動運転が現実味を帯びている。そこでは当然、より高精度な位置情報が求められる。そこで注目されているのが、複数の衛星測位システムを利用すること

で十分な電波をリアルタイムに受信し、より誤差が少ない測位を 可能とする「GNSS」である。その精度は水平2~3cm、鉛直3 ~4cm程度といわれ、さらなる技術革新が進められている。

この「GNSS」を駆使できるアドバンテージを踏まえて、トプコ ンが提供しているのが「住」における「建設の工場化」ならびに 「食」の安定供給へ向けた農耕機の自動運転に関するDXソ リューションである。いまや「位置計測 (Positioning) 技術 | に おいて世界的な第1人者となったトプコンだが、実はそこに至る には大きなターニングポイントがあった。マシンコントロール技 術に特化した米国ベンチャー Advanced Grade Technology社 のM&Aである。これを契機に建設におけるICT施工の領域に 参入。高精度な3次元計測機器、精密な油圧コントロール技術 を組み合わせることで、3次元設計データに基づき建機を自動 制御するICT自動化施工システムを輩出している。さらに、ネッ トワーク経由で建設現場とオフィスをデジタルデータで共有する リアルタイム施工マネジメントシステム 「Sitelink3D | を提供。こ れにより、測量・設計・施工・検査といった建設工事ワークフロー をデジタルツインで一元管理する環境を創出し、「建設工事の工 場化」を実現するに至っている。

いうまでもなく、インフラ需要に伴う技術者不足、気象変動 に伴う災害の頻度・規模の拡大は、地球規模での社会課題とし てクローズアップされつつある。トプコンは油圧ショベルの自動 化などを通じて、国土交通省が2016年より建設業の生産性向上 を目的にICT技術活用を推進する「i-Construction」普及の一 翼を担っているが、建設事業者の効率化・省力化は究極的には 防災・安全性に寄与する。その意味で同社の「住」へのアプロー チは、まさしく社会課題解決へと向かっている。

地球規模の社会課題としては、世界的な人口増加に伴う食糧 不足への懸念、温暖化や気象変動による農作物被害や生産減 少も深刻だ。そこで、自社の強みである高精度測定技術による 「位置計測 (Positioning) 技術 | を駆使して、「農業の工場化 | に 着手。自動化が進む海外での現状も踏まえて、生産性の最大化 に必要な自動化機能とデータを一元管理できるクラウドサービ スをサブスクリプションモデルとして提供している。これにより、 生育状態に応じた肥料投入の最適化を図るなど、低コスト・高 収入な農業モデルを追求。地域や農産物の種類によって気象条 件が異なるため一概には言えないが、日本を含めた世界各地で 20%~30%の収穫増が見込まれているという。

なお、「住 | と「食 | のDXソリューションにおいては、自動操 舵を可能とするトプコン製のGNSSアンテナや制御ボックス、 レーザー分光技術を応用した計測センサーなどが用いられてい る。そこでのポイントは既存の建機・農機にトプコン製品を「後 付け|することで、容易かつ低コストで最新のDXソリューション を享受できることだ。このように、同社は自社ハードウエアとソ リューションの同期を図っている。そのコンセプトは建機・農機 メーカーからも高く評価され、OEMとしても採用されているとい う。さらにグローバルに展開するR&D施設と連携して、AIや



「食」分野におけるDXソリューション概念図

### 建設工事の工場化ー



建設工事のワークフローの一元管理

「住」分野におけるDXソリューション概念図

IoTといったエッジの効いた先進技術を導入し、DXソリューションそのものも進化させ続けている。

「オープンイノベーションを推進する当社においては、さまざまなパートナーシップが存在します。 今後も社会課題に真摯に向き合い、自社のコアコンピタンスとベンチャーの尖った技術や異業種の専門ノウハウ・知見を融合させながら、確

かな解決策としてのイノベーションを創出し続けていこうとしています」(前出・伊藤氏)

まさしく「尖ったDXで、世界を丸く。」である。角が増えれば増えるほど円に近づいていくかの如く、トプコンはさまざまな要素や技術を柔軟に受け入れながら、DXソリューションの進化と深化を進めている。

## 「TM-1」を目指してきたメーカーならではの矜持とイノベーションのジレンマからの脱却

「医・食・住」の領域でまさにイノベーションを巻き起こしているトプコンだが、そこで思い浮かべるのが、1997年にハーバードビジネススクールの教授だった故クレイトン・クリステンセン氏の著書「イノベーションのジレンマ」だ。これは、革新的な技術やビジネスモデルで市場を席巻してきた企業が大企業へと成長するにつれて革新性を失ってしまう状態、最先端の技術開発だけでは成功に結びつかない状況を意味する。要は成功を収めてきた企業ほど合理的な判断に縛られ、新しい市場への参入が遅れてしまうことを示唆している。さらに同書ではイノベーションを、従来製品の価値を破壊して全く新しい価値を生み出す「破壊的イノベーション」の2つに定義し、リーディングカンパニーといわれる企業が新興勢力の前に力を失う理由として、「持続的イノベーション」に注力するあまり、「破壊的イノベーション」に立ち後れてしまう状況を説明している。

しかしながら、老舗の精密光学機器メーカーとして君臨してきたはずのトプコンは、見事にそこからの脱却を図り、かつソリューションプロバイダーとしてのポジショニングを確立しつつある。それは、トプコンが同書で定義された2つのイノベーションモデルを同期させてきたからに他ならない。

そして現在、トプコンは創立100周年となる2032年をターゲットに、次なる高みを目指している。それは、「医・食・住」にお

ける現状のソリューションで蓄積されたビッグデータを分析・解析することで、「課題への先回り対応」を実現することだ。 いわゆるデータビジネスへの事業領域の拡大である。

「山の頂へは、まだ登り始めたばかりで、ようやく1合目か2合目に到達したところだと認識しています。しかし、ゴールへの準備は着々と進めています。まずはDXソリューションを核とする成長事業の売上比率をポジショニング事業(スマートインフラ事業を含む)で50%超、アイケア事業で35%超に高めるという、今年度からスタートした中期経営計画(2023年度~2025年度)で掲げられた目標の達成に向けて、KPI(Key Performance Indicator:重要業績評価指標)、KAI(Key Action Indicator:重要活動評価指標)をしっかり管理しつつ、次の中期経営計画に向けて、新しい成長事業に着手できる礎を築きたいと考えています」(前出・伊藤氏)

ニーズといえば、世の中ではとかく顕在化されたニーズばかりがクローズアップされるが、同社は「モノづくり」から「コト起こし」へのプロセスにおいて、「潜在ニーズ」に着目し続けている。そのヒントは、JIIMAが範疇とする紙文書の電子化・データ化を含めて、文書情報の中に埋まっている可能性もある。既存の製品マニュアルや研究・開発レポートなどから「潜在ニーズ」を発掘できる可能性も皆無ではない。「コト起こし」に立脚した同社の戦略から、学ぶべきことは多いはずだ。

奥平 等(おくだいら ひとし)-

1958年東京都生まれ。株式会社メディア・パラダイム研究所代表取締役。「DP(情報処理)からIT(情報技術)へのパラダイムシフト」と言われた時代から、業界ならびに 技術の進化に関する取材を開始。基幹システム、ITインフラ、ネットワーク、BI、教育情報化などをテーマに執筆活動を展開。また、取材活動を通じて蓄積したユーザー目線の スタンスで、IT企業におけるB to Bマーケティングのプランニングに携わっている。

## 著作物等の利用に関する 新たな裁定制度の創設

国際大学グローバルコミュニケーションセンター(GLOCOM) 客員教授 ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

#### はじめに・改正の背景

2023年の通常国会で著作権者が不明な著作物を利用しやす くする著作権法改正が衆参とも全会一致で成立しました。改正 の動きを遡ると、2年前の知的財産推進計画2021で以下の項目 が盛り込まれました※1。

文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市 場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権 利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテ ンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理 事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多 種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基 に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処 理が可能となるような制度の実現を図る。

拡大集中許諾制度については表1参照。

#### 表1 拡大集中許諾制度とは

- ・集中許諾制度は、権利集中管理団体が著作権者に代わって著 作権を管理する制度で、団体の構成員のみが対象だが、これを 構成員以外にも拡大するのが、拡大集中許諾制度。
- ・日本では、多くの音楽家が著作権の管理をJASRACに委託してい るが、JASRACが権利者から管理を委託されない楽曲についても 権利者に代わって管理できるようにする。
- ・非構成員には当然、集中管理を望まない著作権者もいるはず。 そういう権利者には対象から外してもらうオプトアウトの道を用意す る。その代りにオプトアウトしない作品の利用を集中管理団体が利 用者に認める。
- ・利用者はこの制度によって権利者を探し出す手間が省けるので、 権利者の身元あるいは所在が不明な孤児著作物問題の有効な解 決策にもなる。
- ・1960年代に北欧諸国が放送関係で導入していたが、これが有効 な孤児著作物対策にもなるということで、2010年代以降、フラン ス、ドイツ、イギリスが相次いで導入した。

出典:城所岩生編著、山田太郎、福井健策ほか著『著作権法50周年に諸外国に学ぶデジタル時 代への対応』(インプレスR&D) 83-84頁。

知的財産推進計画2023の指摘を受けて、文化庁の文化審議 会で「デジタルトランスフォーメーション (DX) 時代に対応した 著作権制度・政策の在り方について」第一次答申が2023年2月 にまとめられ\*\*2、これをもとに著作権法改正案が3月に国会に 提出されました。

#### 改正内容

改正法は以下の3本柱から成ります。

- (1) 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設
- (2) 立法・行政における著作物等の公衆送信等の権利制限規定 の見直し
- (3) 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算 定方法の見直し

本号では(1)著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設 について紹介します。なお、今回の改正はこれまで8章で構成 されていた著作権法に1章を追加して9章構成にしたこと、新設 された第6章だけでも30の条文があることなどから改正条文数 も多いため、個別の条文の解説は割愛し、文化庁の「令和5年 通常国会著作権法改正について」\*\*3の「3. 改正の概要」(以下、 「改正の概要」) および [4. 改正法Q&A] (以下、 [Q&A]) を もとに紹介します。

また、国会でも参考になる質疑があったので、その模様を川 崎祥子「令和5年著作権法改正の国会論議」『立法と調査』 2023年8月 No. 459 (以下、「国会論議」) から抜粋します。

国会論議は出典の脚注も原文どおりとしましたが、衆参両院 の委員会議事録は国会会議録検索システム\*4で検索できます。

**<sup>※</sup>** 1 https://www.kantei.go.ip/ip/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20210713.

**<sup>%</sup>** 2 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/ bunkakai/66/pdf/93831401\_02.pdf

<sup>¾ 4 https://kokkai.ndl.go.jp/#/</sup> 

## (1) 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設 改正の概要

過去の作品や一般の方が創作したコンテンツ等の円滑な利用 を図るため、次の2点をできるようにします。

- ① 集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者等の意思が明確でない著作物等について、文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことで、時限的な利用を可能とする
- ② 手続の簡素化・迅速化を実現すべく、新制度の手続の事務を文化庁長官による登録や指定を受けた民間機関が担うことができるようにする

#### ① 新たな裁定制度の創設【第67条の3関係】

デジタル化の進展により、コンテンツの創作や発信、利用が容易になり、これまで主流であった出版社やテレビ局のような「プロ」がかかわるのではなく、一般の方が創作しインターネット上に掲載したコンテンツや過去の作品の新たな利用ニーズ等が増加しています。こうしたコンテンツ等は、著作権者等と連絡がとれず、必ずしも円滑な利用に結び付いていないといった課題がありました。

このため、許諾を得て利用することが難しいコンテンツについて、適法な利用を促し、それにより発生した対価を著作権者に 還元する仕組みとして、新たな裁定制度を創設しました。

本制度は、集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者等の意思が明確でない著作物等(以下「未管理公表著作物等」)について、文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことで、3年を上限とする時限的な利用を可能とするものです。著作権者等は、文化庁長官にこの裁定の取消しを請求することができ、文化庁長官により裁定が取り消された場合には、裁定による利用は停止され、利用されていた間の補償金を受け取ることができます。

#### Q&A

#### 改正法Q&Aより一部質問を抜粋

問1 どのような場合にこの制度を利用することができますか。

#### 答

新たな裁定制度は、集中管理(著作権等管理事業者(※)への委託・信託)されておらず、かつ、利用可否や条件等が明示されていない著作物等について、著作権者等への連絡が不能な場合や、連絡をしても返答がない場合に利用することが可能です。

- ・過去の作品をデジタルアーカイブにする際に、一部の著作権 者が不明であることや連絡がつかないことなどにより、権利 処理ができない場合、
- ・ウェブサイトに掲載されたアマチュア作家の創作したコンテンツを他の方が利用する際に、その作家に対して利用を申請する手段がなかったり、連絡しても返答がなかったりする場合、
- ・一つの作品に複数の著作権者がおり、一部の権利者と連絡 がとれない場合などが考えられます。

#### (※)著作権等管理事業者一覧はこちら

補足: <u>こちら</u>をクリックすると「著作権等管理事業者の登録状況」のページへ飛び、最初の「著作権等管理事業者登録状況一覧(令和5年9月1日現在)(全29事業者)」をクリックすると、日本音楽著作権協会(JASRAC)など29事業者がリストアップされています\*\*5。

#### 問2 現行の裁定制度との違いは何ですか。

#### 答

現行の裁定制度は、利用者が相当な努力を払っても著作権 者等が不明であったり連絡することができなかったりした場合 に裁定を受けることで著作物等を利用できる仕組みです。

また、利用開始後に著作権者等が見つかっても裁定による利用を継続することが可能で、制度上利用の期間の制限はありません。

一方、新たな裁定制度は、利用の可否などの著作権者等の 意思が確認できない場合に裁定を受けることで著作物等を利用 できる仕組みです。現行の裁定制度と比べて簡素な手続とする ことで、迅速な利用が可能となります。

また、新たな裁定制度は、著作権者等による「意思」の有無に着目していることから、著作権者等から申出があるまでの間の利用を可能とするとともに、著作権者等の意思を改めて確認する機会を確保するため、法律上、利用期間の上限を3年までと定めています。(3年を経過した後は再度申請することで更新が可能です。)

制度の利用者の方は、利用する著作物等や利用方法に応じて、いずれの制度を利用するかを選択することができます。

<sup>\*\* 5</sup> https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku\_jokyo/index.html

\*\* 6 https://www.bunka.go.jp/seisakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku\_jokyo/index.html

\*\* 6 https://www.bunka.go.jp/seisakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku\_jokyo/index.html

\*\* 6 https://www.bunka.go.jp/seisakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku\_jokyo/index.html

\*\* 6 https://www.bunka.go.jp/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku\_jokyo/index.html

\*\* 6 https://www.bunka.go.jp/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku\_jokyo/index.html

\*\* 6 https://www.bunka.go.jp/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku\_jokyo/index.html

\*\* 6 https://www.bunka.go.jp/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku\_jokyo/

表2	時限利用裁定と裁定制度の比較表	
₹ C	더 이 어머니 어머니 그 어머니는 어머니 그 그 어머니 그 그 그 어머니 그 그 어머니 그 그 그 어머니 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그	

	時限利用裁定制度	裁定制度		
対象著作物	未管理公表著作物等(公表著作物等のうち、著作権等管理事業者による管理が行われておらず、著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報であって文化庁長官が定めるものの公表がなされていないもの)	公表著作物等		
裁定の要件	①未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置として文化庁長官が定める措置を採ったにもかかわらず、その意思の確認ができなかったこと	①権利者情報を取得するための措置として文化庁長官が定めるものを 採り、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有す る全ての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置を採っ たにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかったこと		
	②著作者が未管理公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと	②同左		
効果	時限利用裁定の定めるところにより(期間は3年が限度)、利用することができる。 ただし、著作権者が、裁定を受けた者からの協議の求めを受け付けるために必要な措置を講じた場合には、文化庁長官は、当該著作権者の請求により、当該時限利用裁定を取り消すことができる。	裁定の定めるところにより、利用することができる。		
手続	①登録確認機関が裁定の申請の受付を行い、文化庁長官の時限利 用裁定及び補償金の額の決定を受けること	①文化庁長官が裁定申請の受付を行い、文化審議会への諮問を経て、文化庁長官の裁定及び補償金の額の決定を受けること		
	②通常の使用料の額に相当する額を考慮して文化庁長官が定める額 の補償金を指定補償金管理機関に支払うこと	②同左		
	※指定補償金管理機関・登録確認機関が文化庁長官による指定・登録を受けた場合を前提とする。			

出典:澤田将史「簡素で一元的な権利処理に関する令和5年著作権法改正法案における「時限利用裁定制度」の創設について「「NBLINg, 1584 (2023年5月)をもどに作成。

問4 本制度は著作権者等にとってはどのようなメリットがあり ますか。

#### 答

新たな裁定制度により著作物等が利用される場合、著作権 者等は、利用の対価として、通常の使用料に相当する額の補償 金を受け取ることができます。

また、この制度では、現行の裁定制度と異なり、著作権者 等は、請求により利用を停止させることができます。この制度に よる利用が停止された後の著作物等の利用は、著作権者等と 利用者の間のライセンス交渉によることとなるため、新たなライ センスの機会創出に繋がり、著作権者等のその後のビジネスに 生かすことができるというメリットがあると考えています。

補足:表2で2つの裁定制度を比較しました。

#### 国会論議

#### ・新裁定制度の利用見込み

文化庁は、利用見込みを正確に算出することは難しいが、現 行裁定制度の年間50~70件程度、著作物数では1,000~ 5.000点程度、年によっては数万点程度という実績が参考になる と考えており、新裁定制度により対象が広がることを踏まえれ ば、現行裁定制度と同様か、これを上回るのではないかと説明 した\*6。

#### ・新裁定制度が与える影響

新裁定制度は、著作権者から許諾を得て著作物を利用する

という著作権法の原則を転換するものではなく、あくまで例外 的な措置であることを確認する旨の質疑に対し、文部科学大臣 は、新裁定制度は、法律上の要件を満たせば直ちに著作権者 の許諾なく著作物の利用が認められる仕組みではなく、著作物 の利用には著作権者の許諾が必要であるという基本原則にのっ とり、著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思が確認で きない場合に、それが確認できるまでの間、利用を認める仕組 みであって、著作権法の基本原則を転換するものではない旨答 弁した<sup>\*7</sup>。

また、国際条約との整合性について文化庁は、新裁定制度 は、著作権者の意思を尊重しつつ、公益上の見地から、政府 機関が一定の措置を講じることにより時限的な利用を認めるも のだが、著作権者はいつでも裁定を取り消すことが可能であり、 我が国が締結する国際条約に抵触するものではないと考えてい る旨説明した\*\*8。

補足:日本も加盟している著作権に関する国際条約(「WIPO著 作権条約」や「ベルヌ条約」)は、『スリー・ステップ・テスト』と 呼ばれる次の3つの基準を満たした場合に著作権を制限するこ とができるとしています。

- ① 特別の場合であること
- ② 著作物の通常の利用を妨げないこと

<sup>※6</sup> 第211回国会衆議院文部科学委員会議事録第7号(令5.4.12)9頁

<sup>※7</sup> 第211回国会参議員文教科学委員会議事録第12号(令5.5.16)

<sup>※8</sup> 第211回国会衆議院文部科学委員会議事録第8号(令5.4.14)11頁

③ 著作権者の正当な利益を不当に害さないこと このスリー・ステップ・テストに抵触していないと説明しました。

また、新裁定制度が既存のライセンスビジネスに与える影響について、文化庁は、ライセンス契約により利用ができる場合など、既に円滑に権利処理が行われている著作物等は新裁定制度の対象とはならず、既存のライセンスなどに悪影響を与えるものではない旨説明するとともに、新裁定制度においては、著作権者の申請による利用停止や、その後の著作権者自身によるライセンスが可能であり、著作権者自身の意思に基づくライセンスビジネスを促すものと考えている旨説明した\*\*9。

#### ・オプトアウト

著作権者があらかじめ新裁定制度による利用を拒否する旨の意思を示すオプトアウトについて、文化庁は、オプトアウトも著作権者の意思の一つと考えられ、こうした意思を尊重して制度の運用を行うことが重要であるとの認識を示した。その上で、オプトアウトの方法について、著作物等の名称や著作権者の情報など許諾に必要な情報を明らかにすること、ウェブサイト等の利用可否等の意思や許諾申請するための連絡先を記載の上、検索等により簡易に確認できるようにすることなどが考えられること、また、著作権者等が容易にオプトアウトを行うことができるよう、著作権者単位又は著作物単位のいずれの方法も柔軟に認めることを考えていることを明らかにした\*\*10。

## ② 窓口組織による新たな裁定制度等の手続の簡素化【第6 章関係】

#### 改正の概要

新たな裁定制度の創設にあたって、その手続の迅速化・簡素 化及びに適正な手続を実現するため、文化庁長官による指定・ 登録を受けた民間機関が、利用者の窓口となって手続を担うこ とを可能としました。

窓口となる組織は、実施する業務や機能に応じて、①指定補 償金管理機関、②登録確認機関の二つに分けて規定を整備し ました。

指定補償金管理機関は、以下の(i)~(iv)の業務を行うこととしています。

(i)著作権者不明等の場合の裁定制度(第67条)、裁定申請中利用(第67条の2)、新たな裁定制度(第67条の3) により著作物等を利用する際の補償金及び担保金の 受領に関する業務

- (ii) 受領した補償金及び担保金の管理に関する業務
- (iii) 補償金及び担保金の著作権者等に対する支払に関する業務
- (iv) 著作物等の保護に関する事業並びに著作物等の利用 の円滑化及び創作の振興に資する事業 (著作物等保 護利用円滑化事業) に関する業務

登録確認機関は、文化庁長官の業務を代行し、以下の(i) ~(iii) の業務を行うこととしています。

- (i)新たな裁定制度の申請の受付に関する事務
- (ii) 申請が新たな裁定制度の要件に該当するか否かの確認 (要件確認) に関する事務
- (iii) 通常の使用料の額に相当する額の算出 (使用料相当 額算出) に関する事務

文化庁長官は、登録確認機関の要件確認及び使用料相 当額算出の結果を考慮して、新たな裁定制度による裁定と 補償金額の決定を行わなければならないこととしています。

#### Q&A

#### 問7 どのような手続で制度が利用できるのですか。

答

利用したい著作物等について、その利用の可否に関する著作権者等の意思が確認できない場合、まずは文化庁長官の登録を受けた登録確認機関に新たな裁定の申請を行います。申請を受け付けた登録確認機関は、その申請について要件の確認や使用料算出の事務を行い、文化庁長官に取り次ぐこととなっています。

登録確認機関の確認結果を踏まえて、文化庁長官が新たな 裁定がされた場合は、合わせて利用者が支払うべき補償金の 額が決定されます。利用者は、文化庁長官の指定を受けた指定 補償金管理機関にこの補償金を支払うことで、申請した著作物 等の利用ができることになります。

なお、これらの機関は、今後公募の上で決定されますので、 詳細は機関の登録・指定があり次第お知らせいたします。

<sup>※9</sup> 第211回国会参議員文教科学委員会議事録第12号(令5.5.16)

<sup>※10</sup> 第211回国会参議員文教科学委員会議事録第12号(令5.5.16)

著作物等保護利用円滑化事業では具体的にどのような ことを行うのですか。

#### 答

新たな裁定制度の利用の際に支払われる補償金は、裁定後 に著作権者等が現れた場合には、指定補償金管理機関から著 作権者等に支払われます。ただし、裁定後に著作権者等が現 れず、徴収した補償金が支払われないままになってしまうことも 想定されることから、このような補償金について著作権者等及 び利用者双方の全体的な利益に資する目的の事業 (著作物等 保護利用円滑化事業)に活用することで還元することとしました。

この事業では、指定補償金管理機関は、裁定後に著作権者 等が現れず、補償金が支払われない場合に、この補償金を著 作権等の保護や利用円滑化、創作の振興に資する事業に活用 することになります。

例えば、審議会においては、様々な著作物の権利情報を集約 して、利用にも対価の還元にも貢献できるデータベース (分野横 断権利情報データベース) の構築などに活用することがあげられ ています。

#### 問10 いつから施行されることとなるのですか。

#### 答

新たな裁定制度の創設により、利用の可否に関する著作権者 等の意思が確認できない著作物等については、本制度による利 用の対象となる可能性が生じるため、文化庁において著作権者 等に制度を十分に周知し、意思が確認できない状態にあるもの については、著作権者等においてできる限り利用の可否に関す る意思を確認できるようにするための措置を講じていただくこと が適当であると考えています。

このため、周知等に時間を要することを考慮して、公布(令和 5年5月26日) から3年以内で政令で定める日から施行されるこ ととなっています。

#### 国会論議

#### ・補償金額の決定

文化庁は、新書サイズの書籍を1,000部発行すると仮定し、 その書籍中に他者の本の20ページ程度を複製するとした場合は、 補償金額は10,000円程度が目安となる旨述べた\*\*10。

#### ・分野横断権利情報検索システム

上述(問8(答)参照)のとおり、著作物等保護利用円滑化事

業の一つとして、様々な著作物の権利情報を集約したデータ ベースの構築が例示されており、登録確認機関における新裁定 制度の要件確認の際に、データベース上の権利情報を検索する システムも活用することが想定されている。

このシステムの構築に向けた取り組みについて、文化庁は、 有識者会議の報告書\*12において、分野ごとのデータベースを前 提として、それらと連携することにより情報検索が可能となる分 野横断権利情報検索システムを構築することが適当であるとの 方向性が示されたことを受け、文化庁において、各種権利者団 体が有するデータベースの管理状況に関する調査、検索画面イ メージなどの技術的な仕様の検討等を行う調査研究を実施し、 具体化に向けた更なる検討を進める旨説明した\*\*13。

以下、後編へと続きます。

#### ◆著者略歴

城所 岩生(きどころ いわお)

1941年生まれ。NTTアメリカ上席副社長、成蹊大学法学部教授を経て、 2009年より現職。著作権法に精通した国際IT弁護士として活躍。本誌への 連載をベースにした著書に『これでいいのか! 2018年著作権法改正』(中山 信弘ほかとの共著)、『著作権法50周年に諸外国に学ぶデジタル時代への対応』 (山田太郎・福井健策ほかとの共著)いずれもインプレスR&D、『国破れて著 作権法あり~誰がWinnyと日本の未来を葬ったのか』みらいパブリッシングが



- ※11 第211回国会衆議院文部科学委員会議事録第7号(令5.4.12)2頁
- ※12 分野横断権利情報データベースに関する研究会報告書令和4年12月20日 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/93810701 02.pdf
- ※13 第211回国会衆議院文部科学委員会議事録第8号(令5.4.14)14頁

## 生成AIの時代

第2回

## プレゼン生成AIの概要と可能性

(株)第一生命経済研究所 主席研究員 柏木 社

#### 1. プレゼン資料の重要性

ビジネスにおいては、さまざまな局面でプレゼンテーションする機会がある。たとえば、新規事業を立ち上げる予算や人員を確保するために、企画内容を経営層に説明することがある。また、顧客に自社の商品やサービスを提案することもあるだろう。これらのプレゼンテーションでは、企画や提案の意図・内容を的確にわかりやすく伝えるためにも、プレゼンテーション資料は重要である。資料には、説明する相手の関心を惹き、内容に共感を得ることが必要となる。

効果的なプレゼンテーション資料を作成するには、相応のスキルが求められる。従来は、テキストやセミナーで自学自習したり、同僚・上司から作成ノウハウを教えてもらいながらスキルを高めてきた人が多いだろう。だが最近では、テクノロジーの進歩に伴い、プレゼン資料を自動生成してくれるAIが登場している。プレゼン資料は、伝えたい内容をわかりやすく的確に表現し、さらに状況によっては、できるだけ短時間で作ることが求められる。プレゼン資料AIは、高度な資料作成スキルがなくても、これらの課題を解決してくれる画期的なAIとなっている。

本稿では、そのプレゼン資料AIについて概観し、その可能性について解説する。

### 2. プレゼン資料AIとは

プレゼン資料AIとは、自分自身がプレゼン資料として作成したいテーマを一文入力すれば、AIがプレゼンテーション資料を自動生成してくれる仕組みである。生成される資料は、標題ページ、見出しページ、見出し毎の説明ページという、多くのビジネスマンに馴染み深い構成となっている。

そこで、実際に具体的なテーマでプレゼン資料AIに資料作成させ、その性能を検証してみよう。まず、筆者の専門分野であるテクノロジーについて、「テクノロジーはどのように社会を変えるか」というテーマをプレゼン資料AIは10秒足らずで8枚のプレゼンテーション資料を生成した。資料の構成は、1枚目に標題、2枚目に見出し、3枚目から8枚目に見出し毎の説明ページとなっている。1枚目の資料には「デジタル革命テクノロジーは社会をどう変えるか」という標題が生成され(図1左)、2枚目の資料として標題の主旨に沿った見出しが6項目自動生成された(図1右)。

さらに、3枚目以降の見出しごとの説明ページでは、2枚目の見出し項目に即した説明文章と、それを連想させる画像がついた形でプレゼン資料が生成された。たとえば「テクノロジーの長所と短所 | というページでは、テクノロジーの進化により情報

デジタル革命 テクノロジーは社会をどう変えるか テクノロジーは社会をどう変えるか テクノロジーが教育に与える影響 テクノロジーの未来 テクノロジーの長所と短所 テクノロジーがもたらすもの テクノロジーの課題

資料:tomeHP「https://beta.tome.app/」より筆者作成

図1 プレゼン資料AIが生成する1枚目の標題、2枚目の見出し

#### テクノロジーの長所と短所

テクノロジーは、社会にプラスとマイナスの両方の影響を与えています。一方では、情報へのアクセスを高速化し、世界中の人々とつながり、日常的な作業を自動化することを可能にしました。一方で、テクノロジーは即座に満足できる世界を作り出し、私たちをより現実から切り離すことを可能にしました。

ここで忘れてはならないのは、テクノロジーは人間同士の交流に取って代わるものではないということです。テクノロジーは私たちの生活を豊かにしてくれますが、人と人とのつながりの必要性に取って代わるものではありません。私たちはテクノロジーを受け入れながらも、周囲の人々とのつながりを忘れないようにすることが大切なのです。



資料:tomeHP「https://beta.tome.app/」より筆者作成

図2 プレゼン資料AIが生成するテクノロジーの長所と短所の説明

へのアクセスが高速化したことや、日常的な作業が自動化したことが長所として挙げられる一方、テクノロジーを受け入れながらも、周囲の人々とのつながりを忘れないことが大切だという説明文章が生成された(図2)。

次に、「人生100年時代のキャリア形成を考える」というテーマをプレゼン資料AIに入力してみた。このテーマに対して、1枚目に標題、2枚目に見出し、3枚目から8枚目に見出し毎の説明ページが生成された。1枚目に「自分の道を切り開く 人生100年時代のキャリア開発」という標題が自動生成され(図3左)、2枚目には見出しとして6項目のキャリア形成に関連する項目が自動生成された(図3右)。

さらに、3枚目以降に見出し毎の詳細な説明が記載された。 たとえば「セルフケア」のページでは、「人生100年時代のキャリ ア形成には、自分自身をケアする時間をとることが、ストレスや 燃え尽き症候群を減らし、健康や幸福感を向上させる」と説明 された。また、セルフケアのためには、体を動かしたり、趣味や興味のあることを追求することが重要である点が記載されている(図4)。

#### 3. プレゼン資料AIの可能性

以上のように、プレゼン資料AIは、プレゼンしたい内容をAIに書き込むと、標題、標題に基づいた見出し項目、見出し項目毎の説明文章とその内容を連想させる画像をつけて、プレゼン資料を自動生成してくれる。生成された資料には加筆修正できるので、これをもとに自分なりの資料にカスタマイズすることもできる。プレゼン資料生成の経験がない人や浅い人にとっては、プレゼン資料AIを活用することにより、資料に必要なアウトラインの作成やキーワードの抽出といったスキルを習得することにつながる。

自分の道を切り開く 人生100年時代のキャリア開発 キャリア形成のメリット キャリアプランの策定 ネットワーキングとメンターシップ 生涯学習 セルフケア まとめ

資料:tomeHP「https://beta.tome.app/」より筆者作成

図3 プレゼン資料AIが生成する1枚目の標題、2枚目見出し

#### セルフケア

人生100年時代のキャリア形成には、セルフケアが重要 です。自分自身をケアする時間をとることは、ストレ スや燃え尽き症候群を減らし、全体的な健康や幸福感 を向上させるのに役立ちます。これは、個人のモチベ ーションを維持し、キャリアプランを軌道に乗せるこ とにもつながります。

セルフケアには、自分のために時間を使う、体を動か す、趣味や興味を追求するなど、さまざまな形があり ます。さらに、十分な休息と健康的な食習慣を心がけ ることも重要です。セルフケアは、集中力と生産性を 維持し、雇用市場での競争力を維持するために役立ち ます。



資料:tomeHP [https://beta.tome.app/]より筆者作成

図4 プレゼン資料AIが生成するセルフケアの説明

さらに、ビジネス環境が激しく変化する中、作成したいテー マを一文入力すればAIが資料を自動生成するこの仕組みは、 従来では人のみが作成すると考えられていたプレゼン資料につ いて、AIと人が協力する新たな生成プロセスのあり方を提示し ているといえるだろう。

現時点では、前提となる個別具体的な情報を受け付けられな いため、プレゼン資料AIのみで完璧なプレゼン資料を作成する ことは難しいが、自分がプレゼンしたいストーリーやコンテンツ のたたき台を生成する能力は有している。近い将来を見据えれ ば、すでに普及しているプレゼンテーションソフトにプレゼン資 料AIが搭載されることや、会話型検索エンジンとプレゼン資料 AIが統合されることも予想され、それらにより、作業の飛躍的 な効率化や資料の高付加価値化が可能となるだろう。

ビジネス現場では必須スキルともいえるプレゼン資料の作成 において、プレゼン資料AIは、生産性を向上させる現代の魔法 として、今後さらなる発展が期待されるところである。



### 改訂版

### 文書情報管理士2024冬試験の指定参考書

## **볼情報マネジメント概論**

### 文書情報管理士検定試験受験者必読!!

(第3版)

- ●文書情報マネジメントの実践に役立つ参考書
- ●第9章プロジェクトマネジメントについて JIS Q21500:2018「プロジェクトマネジメ ントの手引」を規範とした解説を掲載
- ●第9章以外の章も全体的に見直しを実施

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 文書情報管理士検定試験委員会 編 2017年10月1日 初版発行 2022年10月7日 第3版発行 B5版 178ページ ISBN 978-4-88961-016-1 定価3.300円(税込)

#### ◆ お問合せ・お買い求め

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) https://www.jiima.or.jp/ 「JIIMAの活動」→ 出版物・販売物 ょり



### TEIガイドラインの解説

## 人文学におけるテキストデータ研究活用 のための国際標準:TEI関連のツールの色々

-般財団法人人文情報学研究所 永崎 研宣



#### はじめに

2023年9月4日から8日までの間、ドイツのパーダーボルン大 学にて、TEI (Text Encoding Initiative)協会による国際会議 が行われた\*\*1。これは基本的には毎年行われるもので、2018 年には東京で開催されたこともある。2023年は、TEIから派 生した楽譜を符号化するためのガイドラインであるMusic Encoding Initiative (MEI) との共同開催となり、テキストと楽 譜の研究者が一堂に会してデジタル化・構造化の議論を行う興 味深い場となった。

TEIの国際会議では、テキストデータの構造化やその活用手 法についての研究発表が世界中から集結する。本稿のテーマは 「ツール」であることからツールに着目してみると、すでにサービ スとして提供されているものやベータ版のようなものから単なる 試行段階のものまで、さまざまな段階のものが例年のTEI国際 会議では発表される。試行段階で発表されたものの結局実を結 ばないものもあるが、一方で、十分に成熟し、誰にでも使える 段階に達したものは、そのツールやサービスをテーマとするワー クショップが開催されることもある。

今回は、テキストを扱うツールとしては、米国メリーランド大 学のRaffaele Viglianti氏が中心になって開発されている CETEIceanとGatsby、それから、ドイツのeXist Solutionsの Wolfgang Meier氏らによって開発されているTEI Publisherの ワークショップが提供されていた。前者はJavaScriptでWebの フロントエンドを担うツールであり、後者はXMLネイティブデー タベースであるeXistDBを核にしてTEIテキストをリッチな形で 検索・公開するためのミドルウェアである。それぞれに提供され た学びの場に多くの参加者達が集っていた。



#### TEIを変換するための言語

現在のTEIガイドラインはXML (Extensible Markup Language) に準拠した記述方法を採用しているため、記述したデータは XMLのツールチェーンを通して活用することができる。特に、 XMLのデータを変換する言語であるXSLT (Extensible Stylesheet Language Transformations) は、その取り組みや すさから、欧米のTEIガイドラインの入門講座においてしばしば 教えられるものであり、TEIガイドラインの利用者の間では広く 用いられている。XSLTはXMLをHTML等に変換してWebブラ ウザに表示するだけでなく、簡単な計算も可能であり、後述す るように、それを活かしたさまざまなツールが開発されている。

また、多くのプログラミング言語がXMLのデータをその形式 に沿って処理できるように専用のライブラリや関数を提供してい る。近年Webでもよく使われるPHPやJavaScript、Pythonと 言ったプログラミング言語はその典型である。PHPの場合は、 主にWebサーバ側で用いられることが多い言語であり、サーバ 側でTEIファイルを変換してしまう場合に向いている。

JavaScriptは、Webブラウザで動作するプログラミング言語 であり、Webブラウザ側で主に用いられるものである。近年は Webサーバ側で用いることも増えてきているが、Webブラウザ上 でインタラクティブな機能を提供しようとした場合にはWebブラ ウザ上でJavaScriptを動作させるべくプログラミングをすること になる。

Pythonは、PHPのようにWebサーバ上で動作させることが可 能であり、そのような用途にも使われるが、近年よく使われるの はテキスト分析や統計処理、あるいは深層学習といったもので ある。Pythonにはそのような機能を実装するためのライブラリ が非常に充実しており、比較的容易にそのような処理が可能で

<sup>% 1</sup> https://teimec2023.uni-paderborn.de/

ある。つまり、手元のパソコン等でテキストを処理・分析したり する際にはPythonが有益ということになる。

このように、言語ごとにそれぞれ特徴があり、データの状況 や処理・公開の仕方に応じて選択することになる。たとえば、 小規模のデータを少しだけ公開して便利に使ってもらおうとする のであれば、JavaScriptを用いてWebブラウザ上で表示できる ようなものを作成するか、JavaScriptで書かれたツールを利用 すれば十分である。しかし、この場合は、処理系はWebブラウ ザになってしまうため、あまり大量のデータを読み込ませると Webブラウザがうまく動かなくなったりフリーズしてしまったりす ることがある。そこで、一度に処理するデータが大量になる場合 には何らかの方法で工夫することになる。たとえば、サーバ側 である程度データを分割した上でWebブラウザ側に配信すると いう方法である。サーバ側でデータを分割するという処理の場 合には、PHPやPvthonといったプログラミング言語を用いる選 択肢も出てくる。さらにデータが大きくなる場合には、TEIの データをサーバ上のデータベースに格納して取り出すという方法 も検討することになる。



#### TEIを活用するための汎用ツール

上記のようなプログラミング言語を用途に応じて選択しながら TEIの活用ツールは作成されている。汎用的なツールもあれば、 個々の資料の構造の特徴を活かした処理ができるよう工夫が凝 らされているものもある。

たとえば、上述のCETEIcean\*2はJavaScriptで書かれたTEIファイルのブラウザ表示用のツールである。これにTEIのファイルを読み込ませればJavaScriptでHTMLに変換してWeb頁として表示できるようになる。それだけでなく、このツールでは、CSSや簡単な関数を追加することでさまざまなカスタマイズが可能となっている。日本語のチュートリアルも公式GitHubで提供されており、入門しやすいものの一つである。

筆者も数年前にこのCETEIceanを改良して『廣瀬本万葉集』の写本のTEIファイルを表示・検索するツールを開発したことがある(図1)\*\*3。これらはいずれもデータ量が少ないから利用可能なものだが、さまざまなインタラクティブな機能を追加できる点は特に有用な点である。ただ、この表示の仕方では、Webブラウザ上で変換処理をすることになってしまうため、いわゆる検索エンジンなどにヒットしにくくなってしまうという問題がある。

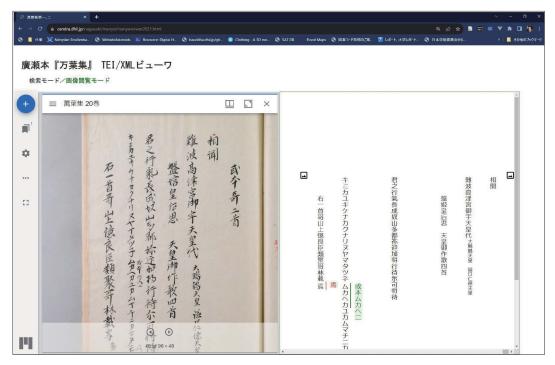


図1 CETEIceanの改良版による『廣瀬本万葉集』TEIデータの表示例

<sup>※3 『</sup>廣瀬本万葉集』TEI/XMLビューワ https://candra.dhii.jp/nagasaki/manyo/manyoviewer2021.html

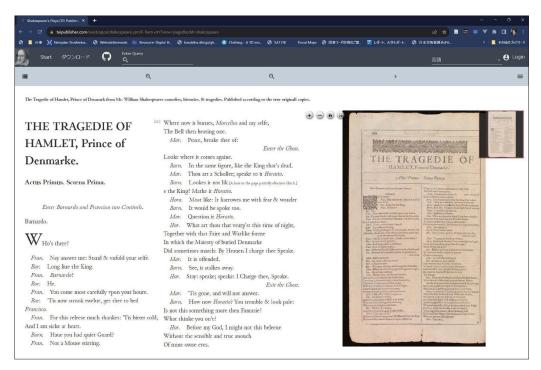


図2 TEI Publisherでの『ハムレット』TEIデータの表示例

それを解決するのがGatsbyというプログラムである\*\*4。これは Metaとコミュニティによって開発されているユーザインタフェース 構築のためのJavaScriptライブラリ、Reactを用いて作成されて おり、検索エンジンにもヒットしやすい形での公開が可能である。

TEI Publisher (図2) も汎用のツールである。こちらは、 XMLネイティブデータベースであるeXistDBにTEIのデータを 格納し、XQueryという問い合わせ言語でデータを取り出しつ つ表示するところまでを一つのツールでできるようにしているも のである。XQuery対応ということでデータの取り出し方の柔軟 性が高く、表示・検索のいずれにおいても有用であり、大規模 なデータにも対応できる。こちらは導入にある程度の技術力が 必要となり、簡単なものとは言えないが、技術的に対応可能で あれば有力な選択肢となるだろう。

CETEIceanほどの柔軟性はないものの、JavaScriptを用い て整形・表示を行うツールには、TEI協会東アジア/日本語分 科会のGitHubサイトで公開されているものがある\*\*5。東京大学 史料編纂所の中村覚氏が開発したものが主だが、ここには、 発話と固有名詞を抽出して表示するものや、戯曲の台詞を LINE風チャット画面で表示するもの、書簡のデータを地図・年 表上に表示するもの、学術編集版テキストの異文情報を読みや すく表示するもの等が提供されている。いずれもあまり大きな データを読み込ませるとうまくいかないようだが、数メガバイトく らいであればなんとかなるだろう。ぜひ、一通り試してみていた だきたい。



#### 学術編集版のためのTEIを活用ツール

こうした汎用的なもの以外にも、個別分野に特化したツール もあり、注目されているものの一つに、学術編集版(やや異な るものだが、校訂テキストと言う場合もある)の異文情報の表示 がある。たとえば、写本等で伝承されて複数の少しずつ異なる テキスト資料が現存し、それらの差異を踏まえつつ読解しなけ ればならない文献の場合、異文情報を伴う学術編集版のテキス トが作成されることがあり、これはデジタル時代になってデジタ ル版としてより高機能な形で構築されるようになっている。TEI で広くテーマとなっているものの一つであり、これに対応する ツールとしては、有名なものだけでも3つのものが存在する。そ れぞれに特徴があるので紹介しよう。

一つは米国で開発され公開されているVersioning Machine\*\*6 である。これは原稿執筆時点ではバージョン5になっており着々 と利便性の高い機能を備えつつある。TEIに準拠して作成され た学術編集版のテキストにおいて、各対照資料のテキストデー タを個別に再構築し対応箇所を示す機能を中心として、注記の 表示機能なども充実している(図3)。これはTEIのテキストを変 換するためのXSLTのファイルとして頒布されており、Oxvgen XML Editorやその他の何らかのXSLT変換ソフトウェア(フリー

Gatsbyを利用する際には以下のURLなどを参照されたい。 https://github.com/raffazizzi/gatsby-ceteicean-starter

https://github.com/TEI-EAJ/aozora\_tei/wiki#%E8%A6%96%E8%A6% 9A%E5%8C%96%E3%83%84%E3%83%BC%E3%83%AB

 <sup>% 6</sup> http://v-machine.org/



図3 Versioning Machineによる『校異源氏物語』等のTEIデータの表示例

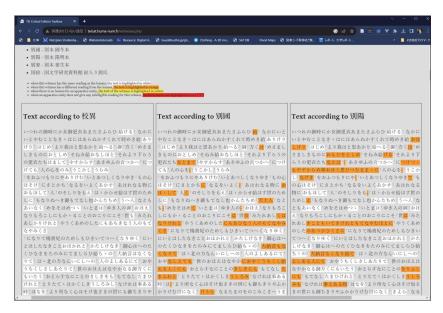


図4 Critical Apparatus Toolboxによる『校異源氏物語』等のTEIデータの表示例

のものもある) さえあれば、誰でもパソコン上で変換することでこ のような形式での表示を作成できる。 横書きになってしまうのが やや残念ではあるが、日本語にも対応している。

フランスの研究者によって開発されているものとしてTEI Critical Apparatus Toolbox\*7がある(図4)。これもVersioning Machine と同様に、各対象資料のテキストデータを個別に再構築して対応箇所の表示が可能である。前者との大きな違いは、この変換をWebブラウザ上で行えることである。したがって、異文情報等をチェックしながらTEIファイルの編集作業を続けていくという

使い方もやりやすく、教育用途にも使いやすいものとなっている。 さらに、PDFで印刷版を作成することが可能である点も前者と の大きな違いである。ただし、このPDF版作成ツールは裏側で XSLTを使ってLaTeXに変換してからPDFに変換しており、 LaTeXへの変換のところが日本語に十分対応していないため、 日本語テキストでのPDF版作成は今のところできていない。次 期バージョンでの対応が期待されるところである。

<sup>% 7</sup> http://teicat.huma-num.fr/

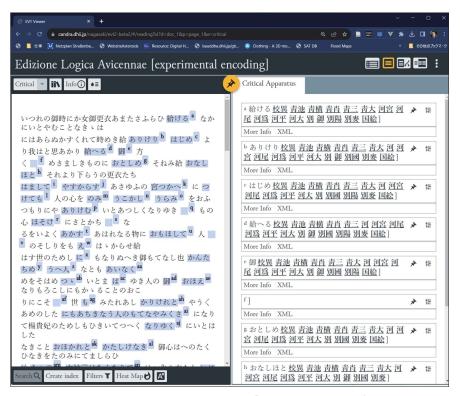


図5 Edition Visualization Technologyによる『校異源氏物語』等のTEIデータの表示例

最後に、イタリアの研究者グループによって作成されている Edition Visualization Technology\*\*8に触れておきたい(図5)。 これは、Webサーバ上で動作させるもので、このプログラムの 設定ファイルを調整した上でXMLデータと共にWebサーバに設 置すると、見やすい形でテキスト本文と異文情報が整形されて 表示されるようになっている。他にもいくつかの便利な機能が 提供されている。

なお、この種の異文化情報を表示することが可能な日本語 向けの縦書き対応ツールが、上記の東アジア/日本語分科会 のサイトにおいても公開されており、そちらもぜひ試してみてい ただきたい。

以上のように、同じような機能を提供するにしても、ツールに よって使い勝手がかなり異なる。それによって利用者のタイプや 見せ方も変わってくる。用途や目的に応じてさまざまなツールを 開発することができるのは、XMLでデータ作成することのメリッ トの一つだろう。他にも用途にあわせたさまざまなツールが公 開されている。

XMLはさまざまなプログラミング言語で処理できるため、 XSLTだけでなく、PHPで処理するものやPython、JavaScript など、色々なものが提供されている。最近はあまり見かけなく なったが、かつてはJavaで書かれたものも見受けられた。印刷 したりPDFで整形したりする場合にはLaTeXにコンバートして、 整版はそちらに任せてしまうソリューションもある。



#### 終わりに

TEIに準拠して作成されたテキストデータは、さまざまなプロ グラミング言語でXMLとして処理が可能であり、それを活かし て多くのツールが開発されている。ここではその一端を見てきた ことになるが、これら以外にもさまざまなツールが用途に応じて 開発・公開されており、色々試してみていただきたい。また、簡 単なものなら自分で開発できるというのも長所の一つであり、 それを支援するための解説もさまざまなサイトで提供されている。 筆者らが執筆した『人文学のためのテキストデータ構築入門』(文 学通信、2022年)にもそうした解説が含まれており、さらにその 発展教材はWeb公開されている\*\*9。さらなる活用に向けた環境 作りも着実に進められている\*\*10。

人文学は、印刷メディアが登場した時代にはその最先端のメ ディアの特性を活かして発展してきたものであり、デジタルメ ディアが興隆する現代においても、やはり着々とデジタルの特性 を取り込みつつ発展してきている。テキストデータの構築をめぐ る人文学のこのような動向にも注目しておいていただければ幸い である。 (終)

<sup>% 8</sup> https://visualizationtechnology.wordpress.com/

<sup>「</sup>人文学のためのテキストデータ構築入門」フォローアップサイト https://www.dhii.jp/dh/tei/

TEI研究会では、現在、毎週オンライン研究会を開催するとともに、サイトでTEI 関連のリソースの集約を行いつつある。https://tei.dhii.jp/

### 情報管理の新しい動向

# 「インフォメーション・ガバナンス

という考え方

ARMA米国本部フェロ



and die to de le la contrate l

#### (1) はじめに

私が最初に「インフォメーション・ガバナンス」(Information Governance:以下IGと略)について、記録管理学会のニュース レターに簡単な紹介記事を書いたのは2016年のことだったから、 すでに7年が経過したことになる。世界最大のレコードマネ ジャーの協会であるARMA International\*1では、早くも2012 年からこのIGに関する専門職としてIGP (Information Governance Professional)という新しい資格制度の運用を開始しており、そ の先見性には今さらながら驚かされる。もちろんARMAには 古くから運用しているレコードマネジャーの資格制度CRM (Certified Records Manager)が存在している。今回のIGPは あくまで、これに取って代わるものではなく、いわばCRMを基 礎編とすると、IGPはその上級編、応用編として位置付けられ る新しい資格ということになる。従ってIGPの資格保有者で CRMの資格を持たない者はまずいないと考えられるのである。

このように米国では、IGという考え方が生まれてから10年以 上が経過しているわけだが、注目すべきは昨年(2022年)5月 に国際標準化機構ISOが、このIGに関する国際標準ISO24143 (2022)を制定したという事実である。ということは、すでに北 米のみならず、ヨーロッパなど世界各地の幅広い地域でIGとい うコンセプトの普及が進み、定着しつつあることを物語っている のである。つまり国際標準化機構ISOがある分野において、新 しいISO標準を制定するということは、その分野の考え方なり 技術というものが、ある国、ある地域だけの限定された範囲で はなく、世界的な広がりが認められ、かつベストプラクティスの 集積が進んでいる証拠と考えることができるわけだ。言い換え るとIGが単なる一外国の先進事例というレベルの話ではなく、 すでに日本でも各組織が現実的なテーマとして早急に取り組む べき普遍的な課題となっていることを意味しているのである。 私が今回、このIGを情報管理、記録管理の新しい動向として、 少し詳しく紹介することとした理由にはこのような背景があるか らである。

#### (2) 記録管理とIGの関係

ところで記録管理 (Records Management) とIGの関係をど う捉えたらよいのだろうか。私はIGを記録管理が変容した新し いスタイルと考えるのが一番分かり易いと思っている。つまり情 報環境の変化により、記録管理そのものの姿が大きく変容した ものがこのIGなのである。私が記録管理の勉強を始めた1990 年代の前半では、アメリカでもRecords Management:RM(記 録管理)という言い方が一般的であった\*\*2。 ところが1990年代 の後半になるとITやネットワークの進展により、記録も紙記録 のみではなく電子記録の台頭というものが顕著になってくる。そ こで記録管理も紙媒体だけが対象ではない、という意味合いか らRecords Information Management:RIM(記録情報 管理)という言い方が広まり、従来のRMと並行して使われるよ うになる。その後、オーストラリアの理論の影響などから、 Recordkeepingという表現もされるようになるが、これもライフ サイクル管理を基本とした従来型のRMのみではなく、説明責任 などの理念的なものが付加され、重要視されるようになったこ とを表わしているといえよう。その後、情報管理の世界では、 次第にIGというコンセプトが市民権を獲得し、現在に至ってい るということになろうか。要するに現在では、記録のライフサイ クル管理を中心とした基本的、伝統的な記録管理をRecords Management (RM) あるいはRecords Information Management (RIM) と表現し、一方で記録管理の多角的、 戦略的な新しい取り組みに関する枠組みをIGと表現することで、 両者を使い分けしているということになる。

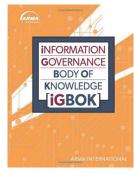
ARMA はAssociation of Records Managers and Administratorsの略。本 **※** 1 部はアメリカ。

日本の文書管理に相当する言葉は海外ではRecords Management (記録管理)ということになるが、言い方が違うだけではなく、かなり中身が違うので注意を要する。最大の違いは日本の伝統的な文書管理では保存期間が満了すれば、 ほぼすべて「廃棄」となるのに対し、記録管理ではすべてが「廃棄」ではなく、 歴史的記録をアーカイブズへ「移管」するプロセスがある。

#### (3) IGに関するARMAの考え方

ARMA本部がIGに関する基本的な考え方をThe Information Governance Body of Knowledge (iGBOK) という資料にまと

めて発行したのは2018年のことで ある。これは組織がその情報資 産を効果的、効率的に制御するた めに必要な実践的で簡明なガイダ ンスとなるものであった。先ずは、 そこで示されたARMAによるIG についての考え方を見ていくことに しよう。



IG Body of Knowledge 表紙画像

#### ① IGの定義

「IGとは、情報資産の適切な取り扱いのために、組織または 個人に説明責任を維持させる標準、プロセス、役割及び規準 からなる戦略的、組織横断的な枠組みである。この枠組みは、 組織の事業目的達成を支援し、外部ステークホルダーの要求 事項への適応を促進、水準以下の情報取り扱い行動に起因す るリスクを最小化する。」と定義されている。次になぜこのような IGという考え方が生まれたのか、その背景には何があったのか、 同じくARMAの資料から、この点についての考え方を見てみよう。

#### ② なぜIGが必要なのか

情報技術の進化により情報の量とそのフォーマットの種類が 激増したため、組織ではすべての業務分野をカバーする情報管 理を徹底する必要性が著しく高まってきた。さらに組織は法規 制の進展による新たな要求事項の拡大や機密情報に対する脅 威の増大に直面しながら、常に利益の最大化に注力する必要 性に迫られている。一方、組織内各部門の業務が機能的に専 門化し、高度化、複雑化することにより、組織は細分化、縦割 り状況となり、横の連携が失われてしまう。このような状況を "サイロ・エフェクト"\*3というが、こうなると最早、従来の記録 管理の手法だけではうまく行かないのである。コンプライアンス を維持し、情報資産から最大の価値を引き出しながら、組織が これらの課題にチャレンジするには、IGによる組織横断的なア プローチが不可欠なのである。

#### ③ IGの効果

IGは官民を問わずあらゆる組織の業務運営を支援するもので あり、具体的には業務の効率化、コンプライアンスの維持、コ スト削減、情報リスクの軽減、情報資産価値の最大化など様々 な効果が見込める。

#### i) 業務の効率化

組織のIG方針及び手順が日常的な業務に一貫して適用される 時、情報取り扱いの不確実性を減らし、業務プロセスの効率を 上げることができる。業務プロセスを計画する際にはARMAの GARP原則\*4を考慮することが効果的である。

#### ii) コンプライアンスの維持

IGは組織が法規制の要求事項を明確にし、確実に実行する 統制を工夫し、適用、監査できるようにすることに役立つ。こ れには次のものを含む。

- \*レコードキーピングの要求事項
- \*データ保護及びプライバシーの要求事項
- \*情報セキュリティの要求事項
- \*説明責任に基づく情報開示の要求事項

#### iii) コスト削減

コスト削減は、例えば次のような方法により達成可能となる。

- \*IGは情報が部門を越えて共有されることを促進し、多様な システムに対するコストを削減し、プロジェクトの開発コス トを節約することができる。
- \*法規制及び組織の方針に基づき、もはや保存する必要のな い情報資産に対し、GARPの「処分の原則」を適用すれば、 情報の量を減らし、情報の処理や保存のコストを削減できる。

#### iv)情報リスクの軽減

IGプログラムは組織中の情報関連リスクを明確にし、軽減す ることができる。これらのリスクには次のものが含まれる。

- \*データの紛失、破損または侵害
- \*業務の中断
- \*コンプライアンス違反及び法的不履行に対する罰金及び制裁 \*情報の欠落または不徹底による業務上の誤った意思決定

#### v) 情報資産価値の最大化

IGは組織が情報資産の中身を活用し、業務の効率、競争力 を強化することを助ける。例えば、情報へのアクセスが容易に なることで、組織はより効率的な顧客ニーズを取り込むことが可 能になる。

フィナンシャル・タイムズ (米国版) 元編集長ジリアン・テット氏の著書「サイロ・ フィノンマップ・ディスへ(不回版)ル調業来でプリアンテッカに収る音音「サイロ・ エフェクト」(2016)、文春文庫による。21世紀の高度に専門化された大規模 組織は、多くの部署に細分化されサイロ(穀物倉庫のこと。日本語では「たこ つば」)を形成する。その結果、縦割り状態となり、部門間の連携が悪くなること

ARMAが2009年に発表したGenerally Accepted Recordkeeping Principles のこと。「説明責任の原則」「透明性の原則」「完全性の原則」「保護の原則」 「コンプライアンスの原則」「可用性の原則」「保存の原則」「処分の原則」と いう8つの記録管理の原則からなる。

## 所蔵資料と博物館の機能で日本の生活文化を アーカイブする日本常民文化研究所







#### ●アーカイブズ・シリーズとは

歴史的文書・資料などを保存・活用・公開する施設には国公立の公文書館だけでなく、大学、民間企業、各種団体などの資料館があります。 JIIMAでは、それらを総称して「アーカイブズ」と呼び、このシリーズでは幅広い角度から各館を事例を交えて紹介し、アーカイブズ普及への一石を投じたいと願っています。

東急東横線白楽駅から徒歩15分、神奈川大学キャンパスの一角にある日本常民文化研究所は1921年に渋沢敬三により "アチックミューゼアムソサエティ" として創設され、民具の収集・分類、漁業史研究など日本常民社会の多様な領域を対象とした研究機関である。1981年に神奈川大学が引き継ぎ、2年前に100周年を迎え、今では学際的・国際的な研究センターとなっている。そして今年3月、博物館法に基づく「博物館に相当する施設」として指定された。今回は同大学同研究所員で国際日本学部歴史民俗学科の関口博巨准教授と同研究所職員の越智信也氏にお話を伺った。

### JIIMA 広報委員会委員 認証アーキビスト 長井 勉

## 今年の3月に「博物館に相当する施設」として指定されました。 おめでとうございます。

日本常民文化研究所は2023年3月に博物館法第29条に基づ く「博物館に相当する施設」として指定されました。横浜キャン パス3号館1階に「常民文化ミュージアム」がリニューアルオープ



常民文化ミュージアム(横浜キャンパス3号館1階)

ンしました。申請にあたっては学内に推進委員会を立ち上げ、 当初から研究所全体の指定を考え、一昨年の夏から横浜市教 育委員会と事前相談を進めてきました。書類審査と現地視察を 重ね、3月10日付で指定され、同月24日に市報で告示されまし た。図書館の改装後に常民文化ミュージアムもリニューアルする ことになりました。

#### 神奈川大学として新たなキャンパスゾーンができました。

神奈川大学ミュージアムコモンズとして、3つの展示室(大学 史展示室、常民文化ミュージアム、企画展示室)、学習スペース、多目的に利用できるラウンジの3つのゾーンで構成されるスペースとなっています。ラウンジは創立者の名を冠した「米田吉盛記念ラウンジ」と名付け、展示を中心とした大学の歴史や研究成果の発信の場、それらを活用した学生や地域に開かれた学習・交流の場として活用します。オープンキャンパスには多くの方々が来られました。だれでも展示を見ることができます。

#### 展示の内容について。

新たな展示は、常民研を紹介する「常民文化へのアプロー チ」にはじまり、「海のくらしと知恵」、「布とくらし」、「生活の記 録」の4つのコーナーに分かれています。また、床面には研究所 が出版してきた生活文化にまつわる資料集の対象となった地域 を示した日本地図、外壁面には、常民研が歩んできた100年の 歴史年表があります。今後、衣生活に関する「布」資料や常民 文化研究の観点から現在の学生の日常を考える企画展を開催す る予定です。

#### 2021年に常民研は100周年を迎えました。

100周年を迎え、その間の歩みを振り返って詳細な年表を作 成しています。 当研究所の歴史は、 I期. アチック時代 (アチッ ク・ミューゼアム期、日本常民文化研究所に改称後も含む、 1921~1950)、Ⅱ期. 財団時代(財団法人日本常民文化研究 所期、1950~1982)、Ⅲ期. 神大時代(神奈川大学日本常民 文化研究所期、1982~現在)の3期に大別できますが、各期 の活動内容や資料の残り方には大きな違いがあり、統一した形 式と内容をもつ年表の作成は困難です。そこで、各期の特徴に 相応しい年表のあり方を模索していきたいと考えています。今回 は、最初の成果としてⅢ期. 神大時代が始まる1982年(昭和 57) から2003 (平成15) までの年表を公開しました。その他、 記念講座として「日本常民文化研究所の100年」をテーマとして シリーズ化し、その第1回として2021年度は「渋沢敬三と日本の 近代-越境し総合する知の100年」を開催、このテーマは渋沢敬 三とはいかなる人物だったのかを改めて問い直す講座でした。

#### 前身であるアチック・ミューゼアムのことを紹介してください。

ご承知の通り、「日本近代資本主義の父」とよばれる渋沢栄 一の後継者として日銀総裁、大蔵大臣までつとめた敬三は、経 済界に多くの貢献をした人物です。一方では私費を投じてア チック・ミューゼアムで普通の人々の生活をありのままに明らかに しています。当初は東京・三田綱町の渋沢邸にある物置小屋の 屋根裏部屋に動植物の標本、化石などを集め、整理、研究な どを行う「アチックミューゼアムソサエティ」を立ち上げました。 敬三が横浜正金銀行ロンドン支店へ赴任したことで一時中断し ますが、帰国後の1925年再開され、名称を「アチック・ミューゼ アム」と改め、メンバー共同で郷土玩具の研究を開始します。伊 豆内浦で『豆州内浦漁民史料』に関わったことをきっかけに、水 産・漁業関係資料などを収集した「祭魚洞文庫」は、現在は渋

沢史料館、国文学研究資料 館、流通経済大学、水産資 源研究所、常民研に保管さ れています。当時は約20人 の同人と呼ばれる研究員が 在籍していましたので大きな 研究機関でした。昭和初期 に撮影された「アチック写 真」は常民研が所蔵している ものだけで約8千点に上ります。



『流通経済大学所蔵 祭魚洞文庫目録』 (1972 流通経済大学図書館)

#### 敬三の精神とは。どのように向き合ったのですか?

敬三が書いた面白い記事が『アチックマンスリー』19号の中に あります。昔は万屋のように何でも扱う店があったが、専門店に 分化して、やがて専門店を集めたデパートができた。学問にも 同じ過程がみられるが、専門分化した研究ではなく、ありのま まの生活を明らかにする万屋的な総合はできないか、というの が敬三の考え方でした。そして『豆州内浦漁民史料』の序文に、 敬三は "論文を書くのではない、資料を学界に提供するのだ" と述べ、"山から鉱石を掘り出すことが我々の仕事で、板や棒状 にするのは研究者の仕事だ"とも言っています。敬三が理想とし たのは、専門店やデパートのような専門分化した研究ではなく、 万屋的総合の学問だったのです。



渋沢敬三の言葉が掲示されている。

#### 敬三の精神を継いだ研究者はいますか。

宮本常一が敬三から言われたことが本に書かれています。"日 本文化を作り上げたのは農民や漁民だったので、その生活をつ



ミュージアム内では、漁民の方にインタビューした音声が流されている。

ぶさに掘り起こさねばならない。君のような百姓の子が研究することに意義があるのではないか"と言っています。1930年東京に出て来た時のことです。敬三は宮本に「万屋」のような総合的な資料学をめざして欲しいと思っていたのですね。宮本は32歳でアチック・ミューゼアムに入り、生涯に渡り日本各地をフィールドワークし続け、膨大な記録を残しました。生活用具などに関心を寄せて民具学の発展にも貢献しました。

#### 「常民」としたのは。

「常民」という言葉を最初に使ったのは民俗学者の柳田國男だといわれていますが、敬三の「常民」は英語のCommon people の訳語で、普通の人々をさしています。戦前、普通の人々には歴史などないと思われていました。そういう時代に敬三は「常民」を対象とした調査研究していました。

#### 神奈川大学への招致はどのような経緯で。

1963年敬三の没後、常民研は財政的に困難な時代となり、受け入れ先を探していました。本学経済学部の丹羽邦男(日本経済史)らが中心となって1980年に招致検討委員会を立ち上げ、その結果1981年に本学に招致しました。受け入れの条件には、民具マンスリーの発行、民具研究講座の開催などの事業の承継がありました。常民研はすべての条件を受け入れられて、本学の付属施設となりました。

# 各地から常民研が収集した資料類が返却されずに残っていたという話があります。

水産庁から受託した「漁業制度資料調査保存事業」で借用した古文書の一部が未返却のまま残っていました。それらの返却

の経緯を描いたのが、網野善彦の『古文書返却の旅』(中公新書)です。私も大学院生時代にアルバイトで時国家の古文書を整理していました。30年間も借りっぱなしのままでしたが、古文書の整理・修復を終えて返却しました。網野は返却の際に叱られると思っていたそうですが、「ほかにも古文書があります」と言われ、1984年から新規の総合的研究が始まりました。1994年から2001年までの間に、『奥能登と時国家』全5巻が刊行されています。今でも輪島市との関係は続き、受託事業を引き受けています。また、同様の経緯で調査が再開・継続したケースとしては、「瀬戸内海の歴史民俗」があり、瀬戸内海の二神島の写真資料や二神家文書の史料集など10冊ほどの資料集を刊行しています。

#### 水産庁からの委託事業について。

1949~1955年にかけて水産庁が常民研に委託して始めた「漁業制度資料調査保存事業」によって全国の漁業や漁村資料が約20万点収集されました。現在は中断していますがコロナ禍前までは目録整備や散逸防止と保存のため電子化の作業を進めてきました。

#### 敬三と一緒にアーカイブズを調査した宇野脩平について。

戦後、文部省の史料館の設置に敬三は尽力し、常民研にいた宇野も史料館設置の動きに賛同し、戦時中はシベリアに抑留されていましたが帰国後海外アルヒーフ(ドイツ語のアーカイブのこと)事情や史料整理方法などを調査し、その資料は宇野の死後、日本常民文化研究所に寄贈されました。その内容を見てみますと新聞記事の他アルヒーフに関する原稿がありました。その中に10月革命前後のロシアのアルヒーフのことが書かれています。原稿の末尾に『大ソビエト百科事典』のアルヒーフの項目よりまとめたことが記されています。宇野は大阪の軍隊に入隊後、満州に移送されるに際してロシア語辞典を持って従軍したそうです。したがってソ連軍将校とロシア語で話したことでしょう。それとは別に国立国会図書館のデジタルライブラリーで、同館が作った小冊子を見ることができ海外の文書館に関する研究会のことが書かれています。宇野の名前はありませんが、時期的にみるとここに関わっていたと思われます。

# このようにお話を伺っていると常民研には敬三のレガシーが各所に見られるようです。

今思うと時国家の共同調査研究の基盤は渋沢イズムです。

敬三の「ティームワークのハーモニアスデベロープメント」 (harmonious development) の精神とは、常民の生活文化や 地域を各自の専門にかかわらずみんなで調査し議論する創造的 なものです。敬三の原点はロンドン生活の時代に当地の研究動 向を見聞きしたり、ヨーロッパ諸国の民族博物館等を見学したり したことの影響があったものと思われます。

#### 所蔵資料のデジタル化は。

常民研が所蔵する絵画資料や渋沢が調査の際に撮影したア チックフィルム、「四季耕作子供遊戯図巻」をはじめとする映像・ 絵画資料をWebサイト上で閲覧できます。神奈川大学デジタル アーカイブで、日本中世の絵巻物から常民の生活に関わる場面 の一部を模写した画稿約800点を所蔵しています。今後デジタ ル化を進めて多くの資料を提供したいですね。



常民研所蔵の古文書の一例。中央は戦前のアチックミューゼアム時代の古 文書整理封筒。



日本常民文化研究所所員 国際日本学部歴史民俗学科 准教授 関口博巨氏(左) 同研究所職員 越智信也氏(右)

#### 今後の目標を聞かせてください。

二つの将来構想があります。一つは国際常民文化研究機構 が担ってきた共同利用・共同研究の拠点としての機能を充実させ、 積極的に共同研究を組織し、所蔵資料の共同利用を図ること です。もう一つは博物館機能の強化です。大学博物館として相 当施設化を図り、新たな博物館型研究統合をめざします。

#### 本日はありがとうございました。

#### インタビューを終えて

日本常民文化研究所(以下「常民研」)の前身であるアチック・ミュー ゼアムは1921年渋沢敬三が友人達と一緒に作り、敬三邸の車庫の屋根裏 (attic) に置かれたのが始まりである。そには生物の標本、郷土玩具など の民具が集められていた。この時敬三は東京帝国大学を卒業し、横浜正 金銀行 (東京銀行の前身 現三菱UFJ銀行) に入社した年でもある。

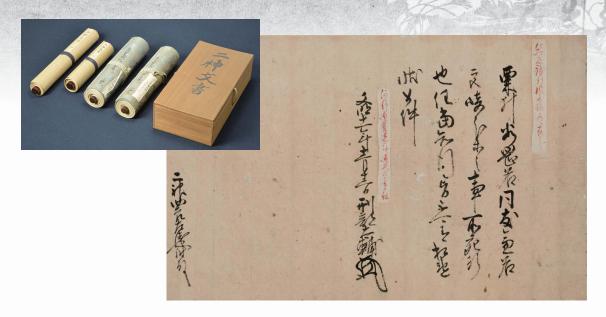
調べてみると、「民具」という言葉は敬三が最初に使ったという。それ まで「土俗品」という言葉があり、民衆を卑下した感情から、敬三はこ れを「民俗品」と呼び替え、そして「民具」となった。この話、「常民」の 言葉を採用した時の話に似ている。つまり敬三の相手への目線はいつ も下がることはない。この気持ちがないと貴重な歴史資料を旧家などか ら、スムーズに借用することもできないだろう。敬三が漁村の歴史資料 と関りを持ったのが祖父栄一没後の静養先で、漁村資料を収集して著 したのが『豆州内浦漁民史料』であり、後に日本農学賞を受賞したのも この「敬三イズム」があったからだ。

そして1949年水産庁から漁業資料の調査・収集・目録整備などの委 託事業が始まった。この事業に携わった宇野脩平は全国海辺にある90 か所の村々を調査した。「一片の紙まで漏らすな」の収集姿勢は宇野の 真骨頂でもあった。敬三も同様に、資源不足の戦後、農家の稲刈帳や 種帳に至るまで紙屋が買い漁っていた時に遺したセリフ、「このままで は地域の歴史が語れない」と訴えた。この話から「論文を書くのではな い。資料を学界に提供する」というもう一つの「敬三イズム」を知ること ができる。

公職追放になっていた敬三はこの話を文部省に持ち掛けた。それが 1949年の「史料館設置に関する請願及び趣意書」となり、1951年に文 部省史料館の設置につながった。だが喜んだのも束の間、同じ敷地内 には水産資料館も完成したが規模が小さく、所有していた資料類を分 散せざるを得なかった。海外視察の経験から敬三は、宇野と共に国家 的規模でのアーカイブズを願っていた。

1981年に神奈川大学による常民研の招致に際し、マンスリーの発行 などが条件だったが、大事なことは「敬三イズム」も引き継ぐことではな かったか。その結果、素晴らしい成果が生まれたのが時国家、二神家 の調査研究である。その基盤にあるのは「ハーモニアス・デベロープメ ント」であると教えていただき、これも「敬三イズム」だと大いに頷けた。

2023年3月、常民研は「博物館に相当する施設」として指定された。 博物館は求められる役割を踏まえた上で、「まもり、うけつぐ」(資料の 保護と文化の保存・継承)、「わかちあう」(文化の共有)、「はぐくむ」(未 来世代への引継ぎ)、「むきあう」(社会や地域の課題への対応)、「いと なむ」(持続可能な経営)の役割があるという。そう考えると研究教育 機関の常民研にとって、これからは常民文化ミュージアムによる博物館 型研究機関もめざすことになる。「敬三レガシー」と共に価値ある「日本 人」を教えてくれる場であることを期待している。 (敬称略)



二神島は愛媛県松山市の西海上にうかぶ小さな島である。日本常民文化研究所と二神島のかかわりは、1950年代、所員の宮本常一や網野善彦が調査におとずれたときにさかのぼる。以後、その歴史と民俗をめぐる総合調査が断続的につづけられてきた。

江戸時代に庄屋をつとめた二神家には中近世の文書・系図が残っている(二神司朗家文書)。50点近くの中世文書は4巻の巻物とされているが、これは18世紀後半の当主二神新四郎種章が一族の歴史をさぐるため収集した文書をまとめたものである。

河野通直(教通) 宛行状は二神家に残る最古の文書で、文明11年(1479)、伊予の守護河野通直(教通) が二神四郎左衛門尉に風早郡粟井郷(松山市粟井川流域)の3所領を宛行ったもの。戦国期の二神氏は、付近にある宅並城を拠点に河野家家臣として活躍した。(前田禎彦)

# 河野通直(教通)宛行状(二神司朗家文書日本常民文化研究所所蔵

### 神奈川大学日本常民文化研究所



http://jominken.kanagawa-u.ac.jp/

〒221-8686 神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-27-1 TEL. 045-481-5661 (内線 4002) FAX. 045-413-4151

#### ◆ わが館の特長

日本常民文化研究所は、日本民衆の生活・文化・歴史を多様な領域において調査・研究する、神奈川大学附置の学際的研究機関です。1921年に渋沢敬三が創設した"アチックミューゼアムソサエティ"を前身として、日本各地の生活文化の研究を中心に活動を進め、1981年に神奈川大学に招致され、2021年で創立100周年をむかえました。2023年には、博物館相当施設に指定され、常民文化ミュージアムがリニューアルオープンしています。

#### ◆ 所蔵品

•				
紙文書関連	約14,000点	写真・スライド	アチック写真 約8,000点	
マイクロフィルム	約4,000点	画像データ	約10,000点	
1 2 10 10 11 21	引作資料(土佐刃物・和船模型など)と収集資料(仕事着・ 物など) 民俗資料約5,000点			

■お宝文書投稿募集中!! 所蔵する貴重な文書・特長ある文書を貴館のご紹介と共に掲載します。ご連絡は編集部まで。



# 流の技術者集団が集まった 日本語文書の独自の検索技術 をもつプログラム制作会社

#### インタビュー 株式会社インターソフト

https://intersoft.co.jp/

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町2-4-16 石井ビル3階

・事業内容: Windowsアプリケーション開発・OEMパッケージ開発/WEBシステム開発/

スマートフォン・タブレット アプリ開発

・資 本 金: 1,000万円 立:1997年9月 • 設





#### 株式会社インターソフトのなりたち

株式会社インターソフトは、1997年に現在の代表取締役社長 である笹原 和弘氏(以下、笹原氏)が有限会社インターソフトと して設立したのがきっかけです。2002年に現在の株式会社イン ターソフトに名称を変更しましたが、事業内容は大きく変わらず ソフトウェアのプログラム受託開発から自社サービスの企画・開 発を行う制作会社として成長を続けています。

創業当時は、日本語文書における書類の検索を個人的に研 究していた経緯もあり、出版社や印刷会社向けに文書検索の要 望に応えるソフトウェア開発を行っていました。当時は現在ほど インターネットが普及しておらず、もちろんGoogle検索も存在し ない時代の中、独自の検索エンジンを研究開発していました。 いまではインターネットを使う上で無くてはならない検索エンジ ンですが、創業当初からその有用性に目を向けていたのです。

時代が進む中でGoogle検索エンジンをはじめ多くの検索エン ジンが世の中に普及していきましたが、インターソフトはこれま で培った検索エンジンの開発とノウハウを活かし、今ではそれ らを活用した業務アプリケーションも手掛けています。

なお、インターソフトでは企業理念の一環として、人々に役立 つ「モノづくり」に焦点を当てています。特に社長である笹原氏 は「モノづくり」に対して強い情熱を持っており、会社の理念に 基づいて「モノづくり」による地域社会の貢献を行ってきました。

その具体例の一つがデジタル化の推進です。インターソフト の本社がある吉祥寺は小売業を営む個人経営の会社や中小企 業が多い地域であり、これらの企業の多くが大量の文書を保存 する必要があるにもかかわらず、適切な保管場所が不足してい るという課題がありました。さらに、笹原氏が地域の人たちとデ ジタル化について話をしても、どこから始めればよいかわからな いなど、ITリテラシーの知識が不足している人々もいました。こ うした状況を踏まえてインターソフトでは、ITに慣れていない人 でも使いやすいツールを提供し、デジタル化による課題解決を 支援することで地域社会に貢献してきた実績があります。

#### 自社開発への挑戦

インターソフトでは自社開発商品として「ファイレンジャー ®」や 「QR入退管理」、「Marumoni®」などの開発も手掛けています。 とくに「ファイレンジャー® は、電子帳簿保存法に対応したクラ ウド型文書管理システムとしてリリースされています。利用者の ユーザビリティを重視していることはもちろん、シンプルで使い やすいデザインを特長としており、これまでの経験とインターソ フトらしい「モノづくり」の理念が反映されています。

この「ファイレンジャー®|はクラウドサービスでありながら、 柔軟な個別対応が可能となっています。要望によってはオンプレ ミス対応や個別カスタマイズなど、お客様に寄り添ったプログラ ム開発を手掛けてきた会社だからこそできる対応であり、今後 も「ファイレンジャー<sup>®</sup> | はバージョンアップを続け、これまでの ノウハウをさらに進化したサービスに発展させていく予定です。

なお「ファイレンジャー®」の自社開発は、インターソフトの事



「ファイレンジャー®」ではどんな形式のファイルでも簡単に登録ができ、さまざまな項目から検索できる

業として一つの大きな決断でもありました。当時はコロナ禍に よってテレワークが推進され、社内文書や契約書などのさまざ まな書類を電子保管できるクラウドストレージの重要性が高まっ ている時期でした。そこでインターソフトでは、受託開発が中心 だった事業形態から自社製品の制作を事業分野として設定し、 新たな文書管理システムの開発に着手したのです。

内部コストや開発リソースがかかる中、リーダーを中心に社員が協力しあい、企画から機能設計、製品開発、商品化を目指した結果「ファイレンジャー<sup>®</sup>」が誕生しました。これまでの受託開発であればある程度の要件が定められた中での開発となるため、開発フェーズについては特に大きな問題はありませんでした

が、自社製品となると企画や要件設計をすべて自分たちで行う ことになり、この要件取りまとめの部分が大変だったと笹原氏 は開発当時の思い出を語っています。

ちなみに「ファイレンジャー®」以外の自社製品である「QR入退管理」や「Marumoni®」も利用者の皆様に高い評価を受けています。こちらの製品は、取引先様との会話の中でヒントをえて、さらにインターソフトならではの独自性を盛り込みながら今の製品になった経緯があります。とくに「QR入退管理」はシンプルな使い方で学習塾にも多く採用されており、またリリース当初は想定していなかった業態からも利用していただいたことで、製品化における新たな発見も多くありました。



学習塾・習い事に最適な入退室管理システム「QR入退管理」

#### 営業職のいない技術集団

インターソフトには営業職がいません。その理由は、これま で高い技術力とお客様との密なコミュニケーションによる開発 業務の進行によって強力な信頼関係を築き、定期的に仕事を受 注しているからです。営業による駆け引きよりも技術力で真っ向 勝負という思いがあり、高い技術力に自信があるからこそでき る営業手段でもあります。営業職を作ろうかという議論も出まし たが、社員全員で話し合って営業職は作らないということを決 めた結果、会社としての方向性がブレることなく、社内全体で 認識を共有し同じ方向を見続けることにつながりました。そのた め、笹原氏を中心に開発チームとしての結束力があり、また非 常に風通しのよい会社になっています。

なお、インターソフトは名前を聞けばすぐにわかる大手企業 様のシステム開発プロジェクトも数多く手掛けおり、インターソフ トの社名こそ出ないものの、裏方として開発に関与していること が数多くあります。それはインターソフトの高い技術力が評価さ れているからでもあり、縁の下の力持ちとして重要な役割を果た しています。

#### 文書管理/情報管理の将来性

文書管理という点でいうと、セキュアな高度マネジメントと誰 でも気軽に使える情報マネジメントの2つがポイントとなります。 現在、これまで当たり前のように存在していた紙という媒体の 利用は減少しつつあり、デジタル情報に変わってきています。 ただ、デジタル情報といってもその価値はさまざまで、それぞ れのデータをどのように管理するのが適切であるかはまだ手探り な部分もあります。確実に進むデジタル文書や情報の管理を、 その価値に合った管理方法をお客様とも考えていきながら開発 していかなければなりません。

デジタル化していく文書や情報を管理するためのソフトも多く 出ていますが、最終的には多くが淘汰され、限られたソフトウェ アによる標準化が進んでいく可能性もあります。インターソフト としても、そのようなデジタル化の波に押し流されてしまわない よう、日々研鑽を重ねています。



「モノづくり」で地域社会に貢献したいと語る笹原 和弘氏(写真右) 金﨑 亜衣子氏(写真左)、飯塚 隆雄氏(写真中央)

#### JIIMA会員へのきっかけと今後の展望

JIIMAの会員企業になったきっかけは、自社製品である「ファ イレンジャー®」が電子帳簿保存法の対象製品であることをどの ように普及しようかということを考えている際に、JIIMA認証と いう制度を知り、会員になったという経緯があります。今では JIIMAの事業に興味を持っており、一部の社員はJIIMAが行っ ている文書情報管理士の資格の勉強をしています。

今後の展望として、文書情報管理士の資格者を増やすこと、 そして創業当初からの日本語文書の検索技術について改めて力 を入れていき、それらの受託開発はもちろん「ファイレンジャー®」 を中小企業から大企業まで幅広く提供していくことです。特にデ ジタル化の影響が顕著な出版業界においてインターソフトは取引 が多いこともあり、紙文化の良さを残しつつ、デジタル化に向け ての貢献ができればと思っています。



デジタルドキュメント2023ウェビナー 来場登録 受付中

> 詳細はJIIMA HPにて https://www.jiima.or.jp/

# 文書情報管理士検定試験委員会

# DX時代を加速する人材を育成する

#### 委員長からごあいさつ



#### 幸井 引之 ムサシ・イメージ情報株式会社 業務本部

委員長を拝命し務めさせていただいている室井です。

私がこの業界に入った頃、マイクロ写真が全盛期でした。紙図面や紙文書をフィルム化することにより情報のコンパクト化と検索性・保存性を向上する時代でした。その後、コンピュータの時代となり、それらは比較にならないほど便利な時代となりました。その反面、複雑な利用方法や保存方法、セキュリティーの問題等、新たな課題が生まれてきています。

文書情報管理士は、時代の変化に対応しリードする人材育成を目指します。

#### 委員会メンバー紹介

全人数 8名 (委員50音順・敬称略)

とロオカ 廣岡 ヤマグチ 理事 (株)二チマイ 富士フィルムビジネスイノ ベーションジャパン(株) 松井 副委員長 株)PFU 綿引 雅俊 (株)インフォマージュ 委員 櫻井 裕司 (株)鈴与 正宏 マツィ松井 柏馬 関東インフォメーションマイクロ(株) 専門委員 員

#### これまでの活動結果と報告

前期の活動は以下の通りです。

- 1. 検定試験委員会が担当する参考書の「文書情報マネジメント概論」で取り扱うプロジェクトマネジメントはPMBOKを規範としていました。PMBOK第7版のリリースに伴い改訂を検討していましたが、最新の開発アプローチをベースとした思想に大きく変わった事から今回の参考書改訂では取り扱わず、より文書情報管理士として親和性の高
- いJIS Q 21500:2018「プロジェクトマネジメントの手引」を規範とした解説を掲載し昨年10月に発行しました。文書情報管理士検定試験では2023年冬試験からはこの参考書を基に実施いたしました。
- 2. 文書情報マネジメント概論改訂プロジェクトが発足し当委員会から3名が参画し検討を行っています。
- 3. 継続的に、受験対策セミナーのブラッシュアップと、効果

#### 過去10年の受験者数の推移



の検証を図りました。

4. 2023年冬試験より認定証と成績優秀者へ授与する褒状を、電子署名とタイムスタンプを付与したPDFを受験者のマイページからダウンロードする方式としてペーパーレス化いたしました。

過去10年間の受験者数の推移は前ページの通りです。



11月20日から受験申込 受付開始

#### 今期 (第63期) の活動内容

第63期では、文書情報マネジメント概論改訂プロジェクトと連携を図りながら教育体系の見直しに向けた検討を行います。

このプロジェクトでは、PCスキルが一般的に向上し、参考書の内容と構成を再検討し2020年代を通して使用出来る参考書への改訂を目指します。それに伴い、文書情報管理士検定試験委員会では教育体系の見直しと問題構成の見直しに

向けた検討と、従来の問題の整合性や統一性を再確認いたします。

受験対策セミナーは、対面型からWEB配信に変更し定着しましたが、内容をブラッシュアップし、更に受験者にわかりやすい内容とし、セミナー受講効果が高まるようにいたします。また、受験対策セミナー運営効率化のために、受付と決済をECサイト化いたします。

#### 委員会からの第63期以降の提言・抱負・社会的役割をどう考えているか

10月からスタートしたインボイス制度や、改正電子帳簿保存法の猶予期間も12月で終了し1月からスタートします。それら法改正や技術の進歩に対応すべく検定試験や教育体系も変化する必要があります。

情報環境の変化により、紙文書から変換する電子化文書から電子文書主流の時代となり、ボーンデジタルと言う言葉も

定着してまいりました。従来、安全・正確に文書を活用・保存することを目的としてきた文書情報マネジメントも、情報の発生・作成や流通等範囲を広げております。文書情報としてカテゴライズするべき情報を今後は整理・検討し、文書情報と言う表現では足らないデジタル時代の情報流通・活用をリードする人材育成を目指してまいります。

# 御社の文書管理診断します! 文書管理達成度評価・調査ご協力のお願い

#### 「皆さんの組織の文書管理のレベルはどのくらいですか?」

各組織では、内部統制、説明責任など、社会のさまざまな要請にもとづいて文書管理を実践しています。しかし、文書管理のレベルを測る仕組みがなく、これで十分なのか、不足している点は何かを知ることが難しいのが実情だと思います。

JIIMA文書管理委員会では、そんな疑問を解消し、各部門が正しく文書管理ができているかを診断するサービスを開始しました。貴社組織の現状を回答用シートに書き込み送付いただければ、文書管理委員会が診断しお返しします。

将来的にはご提供いただいた情報を元に、日本における組織の文書管理現状をまとめ、その中で各組織がどのレベルに位置づけられるかをわかるようにしたいと考えています。

自社の文書管理に関心がある組織の方々のご利用をお待ちしています。

#### メリット

- 自社の強みや弱みを明確に把握することができるとともに、取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけられます。
- 他社のレベルと比較でき、自社の文書管理推進の動機付けになります。
- 一定の時間が経過した後に再評価することにより、自社の改善の度合いを確かめることができます。

詳細は右記URLを参照ください。 https://www.jiima.or.jp/basic/doc\_mng/

# 文書情報管理士

# 合格者からのひと言

2023年夏試験は2023年7月20日(木) から2023年8 月31日(木) までの期間、全国350か所でCBT方式で実施 されました。

今回は上級合格者が44名、1級合格者が130名、2級合格者が317名となり、前回の冬試験と比べて2級の合格者が増加傾向にありました。

苦労して合格された方の中から試験に関する貴重なコメントをいただいたので紹介します。

- ①文書情報管理士検定試験はどこでお知りになりましたか?
- ②受験の動機は?(受験のきっかけ)
- ③学習時間は?
- ④どこに重点をおいて学習しましたか? 苦手な部分なども
- ⑤受験対策セミナーは受けましたか?

- ⑥コンピュータ試験は便利でしたか? どういうところが便利でしたか? どういうところが不便でしたか?
- ⑦受験した感想、改善して欲しい点
- ⑧今後この資格をどのように活かしていきますか?

# 岩下 明史 さん

オープンテキスト株式会社 ソリューションコンサルティング本部 リードソリューションコンサルタント 上 級

- ①JIIMAのHPにて認証制度について調べていた際に、個人の認定資格として実施されていることを知りました。
- ②文書情報管理に関する知識についての抜け漏れを無くし、体系的に理解し活用していくことに役立つのではと考えたためです。
- ③約30時間。
- ④2級、1級の試験の際に正しく回答できなかった部分および上級で試験範囲となるプロジェクトマネジメント分野を重点的に学習した上で、試験範囲全体を改めて一通り学習し直しました。
- ⑤はい。(オンラインセミナー)

- ⑥はい。試験会場と時間を自由に選択できる上に直前まで変更が可能なため、社会人に優しい試験形態だと思います。
- ②試験で不正解だった問題が正確には分からないため、受験直後に 回答に自信のなかった問題について記憶を頼りに公式テキストで 確認し、正しい知識を定着化するように努めました。
- ⑧文書情報管理について包括的な知識と理解を得ることができました。実際のお客様の課題に対し、習得した知識を活かすことでより適切なご提案ができるよう実践していきたいと考えています。

# 二村 一生 さん

はっぴいフェース 代表 1 級

- ①JIIMAからのダイレクトメールで知りました。
- ②以前も取得しておりましたが、コロナ禍でもあり事業立ち上げで更新を忘れており、再度の受験となりました。 事業目的上、文書統制は必須と思い再度取得した次第です。
- ③約10時間。
- ④金融機関と関わらなくなり、マイクロフィルムに対する知識が薄れている中でテキストとセミナーを通じて再度定着するように心がけました。
- ⑤はい。(オンラインセミナー)

- ⑥はい。時間と場所が自由に選択できること。答えに迷ったときに 「後で見直す」事が可能となり、改めて熟考できる仕組みが試験突破に非常に役立ちました。
- ⑦間違ってしまった問題に対して復習できるように改善していただきたいと思いますが、他の試験も同様なので、このままオンライ 試験とオンラインセミナーを継続していただきたいと思います。
- ⑧中小企業においては、文書管理や文書ライフサイクルの重要性を 更に啓蒙出来るよう理解を深めて、各企業の業務効率や改革に役立てるようにしたいと考えています。

# おかたに たかひろ 岡谷 隆弘 さん

株式会社ジーシーシーデータソリューション データエントリ課 アシスタントスーパーバイザー 2 級

- ①会社の上司からの紹介で知りました。
- ②・弊社で電子化サービスを行っており、そのための必要な知識を深めるため。
  - ・官公庁などの業務の入札要件を満たすため。
- ③約40時間。
- ④オンラインセミナーで重要だと言われた箇所を重点的に学習しました。 参考書を読んでわからない単語をネットで検索しました。
- ⑤はい。(オンラインセミナー)

- ⑥はい。問題を見返す際にその個所をフラグで管理できる点と試験 会場が連日且つ複数ある点。受験後にすぐに合否が確認できる点。
- ⑦・試験で間違えた問題を確認できない点。
  - ・過去問がほとんどないためどのくらい覚えられたかが確認しにくい点。
- ⑧学習で身に着けた知識を電子化の業務や社内の文書の管理に活か したいと思います。
  - 電子化業務等の理解のためにさらに上位の資格取得を目指します。

## **水野** 理人 さん

図書印刷株式会社 BPO推進部 主任

級

- ①弊社他部署において、官公庁の入札等に必要な資格として受験している同僚がいたため。
- ②弊社の業務拡大に伴い、会社から資格を取得するように要請があったため。
- ③約40時間。
- ④申し込みから受験までの時間があまりなかったため、テキスト中心に学習しました。
  - 有資格者からポイントを教えていただき、その部分を重点的に反 復学習するようにしました。
- ⑤いいえ。(申し込みが遅くなってしまったため、受講に間に合わず)
- ⑥はい。受験場所・時間が選べて便利でした。操作も簡単でマーク 式よりも煩わしさがなく、不確定な回答の見直しも楽でスムーズ に受験できました。
- ②試験結果のレポートに問題ごとの正誤がわかるものがないため、 復習ができないところは改善していただければありがたいです。
- ⑧今後の業務に活かしていくとともに、さらに上の級も受験して知識を深めていきたいです。

# 文書情報マネージャー認定委員会

# 認定者との対話を重視した取組み

#### 委員長からごあいさつ



#### グナ / トシ \* **竹田 俊哉** ドキュメント技術研究所

委員長の内田俊哉です。委員会を発足して12年目を迎え、1,000名を超える認定者を輩出してきました。 その間、コロナ禍という厳しい環境に直面し、研修の在り方もリアルな研修からオンライン研修と変化してきました。オンラインセミナーでは無償のものが大半を占める昨今、現場で直面している文書情報管理の在り方を真剣に学びたい方々が、有償である本認定セミナーに多く受講をいただいております。

我々、講師陣も最新の文書情報管理の内容を更新し、常に最新の情報提供ができるよう努めています。現場で課題を抱えている受講生の悩みに応えられるように個別の相談会等を設けるなど、より実践的なセミナーを目指しています。また、受講して終わりではなくSlackや研究会を通じて認定者との対話の場を多く持つことで、認定資格者が更に価値を高めていけるようなものになって行ければ良いと考えています。

#### 委員会メンバー紹介

全人数 8名 (委員50音順·敬称略)

理事 小久保明彦 ヤタカミング オーター アセカ タシロ

富士フイルムシステムサービス(株)

TK業務企画

貴裕(株)ドキュメント

 委員
 朝香 貴裕

 委員
 伊藤 佳織

富士フイルムシステムサービス(株)

 委員
 ジャイト

 薬の
 NECネッツエスアイ(株)

 委員
 村松
 真(株)ソフトクリエイト

委員 渡邉 明男 富士フイルムビジネスイノベーション(株)

#### これまでの活動結果と報告

#### 1. 動画配信自由受講コースの開催

従来までのセミナーでは途中退席も許されず2日間フルに受講することが認定セミナーの参加条件でした。コロナ禍前は東京会場の現地で2日間フルに参加しなければならなかったため、地方の方や仕事を持っている方には高いハードルがありました。

しかし、オンライン研修になってからは、日本各地から受講される方も増えてきました。その点はこれまでと比べて格段に改善されてきましたが、一方で仕事を抱えている受講者からは2日間フルに同じ日程で拘束されるのは厳しいとの声もあり、オンライン配信の強みを活かし、動画配信自由受講コースを開設いたしました。

なお、認定セミナーには2日間とも受講者が自ら参加し討議するワークショップがあり、こちらも開催時間を調整しました。このワークショップは認定セミナーでも人気で、参加者同士が文書情報管理の課題を互いに確認できる場でもあるので、この時間は動画配信受講コースの方も一緒に参加してもらうことで講義に対する質問も対応することができるようになりました。

#### 2. 紙のテキスト配布から電子 (PDF) テキスト配布へ

認定セミナー開始当初からの要望として、受講された方から電子テキスト配布の要望がありました。事務局としては電子のテキスト配布により、ノウハウの流失やテキストの再利用による受講者の減少につながるのではないかとの懸念もあり、その要望に応えることができませんでした。受講者の層も以前は顧客の提案や顧

客支援を目的に参加されている方が多く、テキストを提案に利用 したい、あるいは社内に展開したいとの要望が多くありました。 しかし最近では、企業内の業務遂行を目的としたユーザーの参

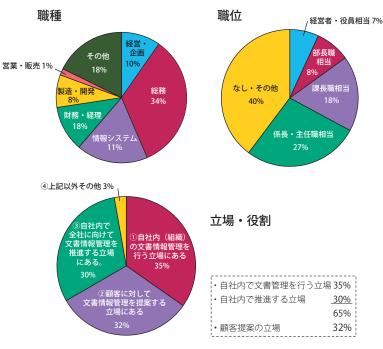


図1 セミナー参加者の職種や職位、立場・役割

加者が増えてきたこともあり(図1)、デジタル化時代に紙のテキスト配布はそぐわないということで、電子(PDF)テキストの配布に踏み切ることになりました。

また、紙のテキストについては早期申込者に限定(希望者のみ)することで、直前まで受講の申し込みを受け付けることが可能となりました。その結果、受講者からも高く評価されており、対応して良かったと思っています。

#### 3. 専門講師を交えた研究会の充実を図る

2月にはJARMA (一般社団法人 日本記録管理振興協会) の西川氏を講師に迎え、記録管理ポリシーについての講義とディスカッションをする研究会を開催しました。また6月にはデロイトトーマツの出口氏による有事対応を見据えた情報ガバナンスについての講義とディスカッションをする研究会を開催いたしました。いずれも認定セミナーを受講され、認定者になった方のみを対象とし、認定者同士が討議できる場を提供してきました。

研究会の開催時期も認定セミナーの開催後数週間以内に企画して実施しており、認定者だけの特別な特典でもあるので、セミナーの中で募集も合わせて行うことで認定資格者にとっての魅力を伝えたいと考えています。

そのためには最新の文書情報管理での関心のあるテーマ、あるいは認定者共通の関心のあるテーマを考えて講師の選定をしなければなりませんので、事前の準備が必要となり溝上副委員長を中心に委員会の中で検討してもらっているところです。

#### 4. 認定資格受講者の集客施策としてのPR活動

現在、認定セミナーを申し込む方はJIIMAのホームページ、またはJIIMAからの案内メールを見るか、あるいは認定資格者から紹介されて受講するといったケースがほとんどです。昨年受講された方を対象にした認定セミナー受講者アンケートでは、講義の内容について「大幅に期待以上」と「期待以上」という結果を合わせて69%の受講者の方から高い評価を頂いています(図2)。

私たち講師・スタッフも素晴らしい評価を頂き、やりがいを感じ 実施して良かったと感じています。そのため、折角、高く評価されている認定資格セミナーをどのように周りに伝えていくかが集客において最大の課題だと感じています。

受講者のアンケートの回答に他のセミナーではなく本認定セミナーを選んだ理由の1つに(図3)、「基本から応用まで学べる」こと、さらに「紙と電子の管理の両方がわかる」というものがあります。この認定セミナーに期待することについては、「文書情報管理についての基礎知識習得」というものがあり、他にも「文書情報マネジメントの進め方を知る」という回答があります(図4)。つまり、その点を受講したい方にPRでき、いかに伝えられるかが大切だと

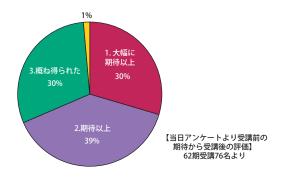


図2 文書情報マネージャーの認定セミナーの受講生の評価

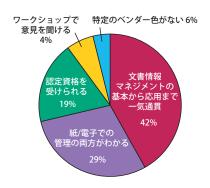
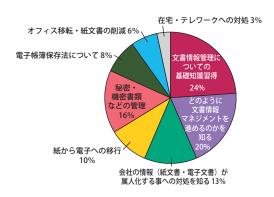


図3 他のセミナーではなくこのセミナーを選んだ理由



62期セミナー参加者80名より

図4 セミナーに期待し求める知識やノウハウ=課題認識

考えています。そのためにも文書情報マネージャー認定の申し込みのHPのサイトの分かりやすさ、春に開催されたウェビナーでは認定セミナーの紹介や旬な情報ブログを発信して集客活動など地道に伝えていくことが重要となってきます。

私たちは現在、さまざまな情報伝達手段がある中でSlackや JIIMAのHPのブログなどを通じて、職場で文書情報管理に困って いる方にどのようにしてこのセミナーの良さを伝えたらよいか、常 に試行錯誤しながら進めています。

#### 5. Slack利用したコミュニケーションの場づくり

認定資格を取得して終わりではなく、職場で文書情報管理に 困っている方にも手を差し出せるような認定者となれるよう、常に 対話を重視した施策を考えてきました。講義ごと内容に対する質 問を受け付け、回答説明やワークショップにて受講者間の交流を 実施したり、セミナーの最後には他の人には話せないような企業 内における課題相談ができる個別相談コーナーを設けて、講師と の1対1での相談を受け付けてきました。

また、認定者だけの特典として、個別のテーマを持って開催される研究会ではただ講義だけではなく、ディスカッションの時間を多く設けてきました。更には、単発的な情報交換の場としてではなく、Slack内にそれぞれのテーマごとの議論の場を設けて認定者と講師が継続的に議論し知恵を出し合うようにすることで、問題解決が図れるようにしています。これは、文書情報マネージャーの認定資格の価値を高めることを目的としたサービスであり、最近では、行政文書管理の一部テーマにおいて活発な議論が始まってもいます。

こうして徐々にではありますが参加者も増えてきて、意見が出 しやすいムードも出てきており、今後は研究会のテーマ募集や研 究会後の継続的な意見交換などを進めていきたいと考えています。

#### これから取り組む活動内容

#### 1. 既存の認定者に向けた動画配信サービスの検討

文書情報マネージャー認定セミナーが開始されてから、既に12 年が経過しています。1,000名を超す認定者が輩出されている現 在、デジタル化の技術も進歩している中、セミナーの講義内容も 変わってきています。私たちが当初から目指しているのは、ただセ ミナーを受講してそれで終わりということではなく、既存の認定 者の仲間同士がつながり、それぞれ抱えている課題を皆で考えて 解決していくようにすることで、認定者の価値をあげていくことで す。そこで既存の認定者の希望者に対して、動画配信だからこそ できるサービスが提供できるのではないかと委員会の方で検討を 始めています。

ただし、動画配信サービスを実現するためには大きく2つの課 題があります。1つは既存の認定者がまだ文書情報管理に携わっ ていて、新たな情報を求めているかどうか。もう1つは本当に最新 の情報が必要な既存の認定者に対して、このサービスをどのよう に届けていくかということです。

#### 2. 専門講師を交えた研究会の継続を図る

今までは紙を原本としていた行政文書も、電子文書を正本・原 本としてデジタル化に向けて大きく舵を切ろうとしています。認定 セミナーの受講者も官公庁関係の方はまだ多くはありませんが、

自治体や自治体に提案する企業の方も少しずつ受講されています。 Slackのテーマも一番活発に討議されているテーマが行政文書管 理となっていることを考えると、行政文書のデジタル化は大きな 関心ごとであると認識しています。そこで10月には公文書管理委 員会の委員でもあり、サイバーセキュリティの第一人者の上原教授 をお招きして、研究会を実施する予定です。今後、国立公文書館 の見学会も検討しており、自治体からの受講者の参加も期待して います。

#### 3. 認定セミナーの第6章事例紹介について

紙文書と電子文書管理の構築事例が昨年度のJIIMAベストプラ クティス奨励賞に選ばれました。これは、認定セミナー委員会の メンバーに加わって頂いた(株)ドキュメント(旧株式会社エフ・アイ・ エス) の事例であり、実際に新規ビジネスを立ち上げるに際してマ ネージャー認定者であるメンバー4名が中心になって自社の文書 管理を構築したものです。

マネージャー認定者が自社で実践した言行一致事例ですので、 説得力もあり、セミナーの内容も更に充実したものになると確信 しております。動画配信の強みを活かして、現在主流となってきて いる文書情報管理を支えるシステムの注意点など認定セミナーだ からこそ聞くことができる情報を満載して届けていきます。

#### 委員会からの抱負と提言

文書情報マネージャー認定資格セミナーは、実際に文書情報 (紙文書、電子文書)を取り扱っている部門、サポートする部門に 属し、文書管理、情報管理について最適な方法を立案し、改善・ 改革に取り組むことができる人材、または、経営トップを支えるス タッフ部門、業務改革推進部門、DX推進部門に属し、攻めの姿 勢で文書情報マネジメントを通じ社内改革を実行できる人材を育 成することから始まりました。

これまでは行政文書についてあまり触れていませんでしたが、

昨今、行政文書のデジタル化の取り組みが各省庁、自治体で始 まってきており、どのように取り組んだらよいかの課題を持って受 講される各省庁、自治体、学校関係者、行政機関へ提案する方が 増えてきました。そういった意味でも、今後は講義内容について 行政文書管理の視点を入れ、行政の方でも受講しやすい内容や 企画を取り入れていきたいと考えています。なお、この認定資格 セミナーを知らない方へ伝える方法の妙案がありましたら是非、 事務局にご一報頂けたら幸いです。

# 文書情報マネージャー 認定セミナー

文書情報マネージャーは、実際に文書情報(紙文書、 電子文書)を取り扱っている部門、サポートする部門 に属し、文書管理、情報管理について最適な方法を立 案し、改善・改革に取り組むことができる人材、また は、経営トップを支えるスタッフ部門、業務改革推進 部門、DX推進部門に属し、攻めの姿勢で文書情報マ ネジメントを通じ社内改革を実行できる人材です。



# 医療市場委員会

# 「調剤済み処方箋電子化ガイドライン Ver.1.0」 (2023年7月)を公開しました!

JIIMA医療市場委員会 委員長 渡邊 克也

#### はじめに

オンライン資格確認 (マイナ保険証政策) や電子処方箋を中心とした医療DX政策\*1の社会実装が本格的に開始され、学会や専門セミナーだけでなく、メディアでも頻繁に取り上げられ、国民の興味、関心もずいぶん上がってきています。当初より医療市場委員会は、電子処方箋は今後の医療情報DX基盤の中核をなすコンテンツ(しくみ)となると予想し、国の動き、現場の意識や課題をキャッチアップしながら、その課題を整理すると共に、厚生労働省と意見交換や講演依頼をお願いしたり、電子処方箋の発行側の病院と受信する側の薬局にそれぞれに取材を実施するプロセスを経て、電子処方箋の1つの課題である「紙が残ってしまう」ことを解決するための取り組みとして、「調剤済み処方箋電子化ガイドライン Ver.1.0」をリリースしました。

#### 調剤済み処方箋電子化ガイドラインの構成

調剤済み電子化ガイドラインの構成は以下のようになっています。

第1章 背景

第2章 本ガイドラインの目的

第3章 用語の定義

第4章 データヘルスの集中改革プラン "電子処方箋"の概要

と課題

第5章 紙の処方箋の電子化について

第6章 医療情報の紙媒体の電子化に求められる要件

第7章 想定される活用例と今後の検討事項

第8章 参考文献

第9章 FAQ 作成者リスト

厚生労働省 医療情報システムに関する安全管理ガイドライン 第5.2版対応版

#### 調剤済み処方箋電子化ガイドライン

第 1.00 版 2023 年 7 月 21 日

JĮĺMA

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 医療市場委員会

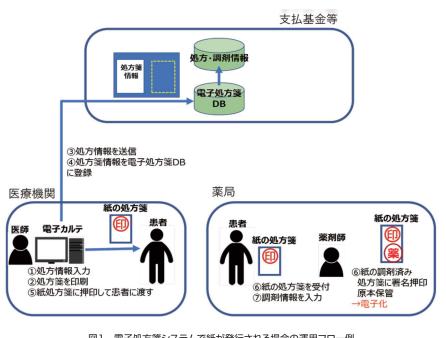
JIIMAサイト内にある「政策提言・ガイドライン」から無料でダウンロードが可能です。

https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/pdf/chozaizumishohosendenshika\_guidelines01.pdf

#### 国の進める電子処方箋の課題

電子処方箋に期待される点の1つに「紙の処方箋が無くなることで、処方箋偽造や再利用を防止することができると共に、印

※1 「内閣府資料医療 DX の推進に関する工程表」 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryou\_dx\_suishin/dai2/siryou3.pdf





(引用: 令和3年7月29日 厚生労働省資料 電子処方箋の仕組みの構築 をもとにJIIMAで編集) https://www.mhlw.go.ip/content/12600000/000812868.pdf





調剤済み紙処方箋の倉庫保管

刷のコストや手間、時間と、その紙の保管スペースを削減でき る」とあります。ところが、紙の処方箋から電子処方箋への移行 時期、あるいは、患者さんが紙の処方箋を希望した場合などで、 完全に紙がなくなる訳ではなく、厚生労働省の資料においても、 紙が発行される場合の運用フロー例も記載されています。その 記載内容をもとに、その運用を図1に示しています。

この図1の右下部分にも記載のように、薬局は紙の処方箋の 場合は従来通り、紙の処方箋を受け付け、調剤を実施して、そ の調剤結果情報を薬局システムに入力して、電磁的に電子処方 **箋管理サービスのデータベースに登録すると共に、原本は、あ** くまで紙の処方箋であるので、従来通り、薬剤師の署名・押印 をして保管する必要があります。

さらに、現在の紙の処方箋の運用でも、3年間(一部の条件 下では5年間)の調剤済み紙処方箋の原本保存義務があるため、 薬局店舗の書棚ではスペース的に不十分で、多くは、図2の写 真のように、処方箋原本を段ボールに格納して、倉庫や別な部 屋で管理されていることがわかりました。

#### 調剤済み電子処方箋ガイドラインのポイント

紙が残ってしまうという電子化処方箋の課題に対して、その 紙の処方箋を電子化して、薬局のペーパレス化を実現すること で本流の電子化処方箋の効果を十分に引き出すことができ、本 命の電子処方箋の普及加速に寄与するという方針のもと厚生労 働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン5.2版 や関連法令等を委員会メンバーでレビューを行い、その解釈を 精査整理し、紙の調剤済み処方箋の電子化の要件を明確にし ました。これによって、民間事業者等が薬局から委託を受け、 改ざん防止の対策 (運用管理規程による人的、組織的対策を含 む)を講ずることで、倉庫等に保管している調剤済み紙処方箋 を一括して電子化することが可能となることをガイドしています。 詳細については、IIIMAホームページにあるガイドライン本文 (PDF) をご覧ください。

#### 今後の取り組み

今回の薬局、医療機関のヒヤリングで頂いた意見としまし ては、

- 1) 電子処方箋、電子化した処方箋保存場所の定義もガイドラ インで明確化と要件緩和
- 2) HPKIカード (医師資格証、薬剤師資格証) がないと電子 処方箋を導入できない(代替方法等のガイド)
- 3) 院内処方箋に対するJIIMAとしての見解整理

などが求められており、次期の活動テーマとしても採用していき、 本ガイドラインもバージョンアップする予定です。このあたり、 興味、関心があり、一緒にやっていただく個人、法人の方がお られましたら、是非委員会に参加ください。JIIMAまでご一報 いただければ幸いです。

#### **NEWS A LA CARTE**

ニュース・ア・ラ・カルト

#### 経済産業省 「生成AI時代のDX推進に必要な 人材・スキルの考え方」を発表

経済産業省は、デジタル時代の人材政 策に関する検討会での議論を踏まえ、「生 成AI時代のDX推進に必要な人材・スキル の考え方」を取りまとめたものを発表した。

発表の背景として、生成AIの技術は、 生産性や付加価値の向上等を通じて大き なビジネス機会を引き出すとともに、さま ざまな社会課題の解決に資することが期 待されている。以上のことから、生成AI の利用を通じた更なるDXの進展に向けて、 本年6月から有識者で構成された「デジタ ル時代の人材政策に関する検討会」において議論され発表された。

この発表において経済産業省では、以 下の4点にわけて解説している。

- (1) 生成AIが社会にもたらすインパクト
- (2) 生成AIがデジタル人材育成やスキルに 及ぼす影響
- (3) 生成AI時代のDX推進に必要な人材・ スキル (リテラシーレベル) の考え方
- (4)政策対応

関連資料や内容その他の詳細について は、以下のサイトで公開されている。

https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230807001/20230807001.html

#### PFU ScanSnap利用者対象 「インボイス制度」「電帳法」導入 実態アンケート調査結果の発表

株式会社PFU (会員No.863、代表取締役・村上清治氏) は、イメージスキャナー ScanSnapを利用している企業、個人事業主を対象に、「インボイス制度」、「電子帳簿保存法 (以下「電帳法」)」対応に向けたスキャナー活用実態についてアンケート調査を行った。



その結果、「電帳法スキャナ保存」制度に対応している企業・個人事業主のうち、全体の約9割が、業務効率化を実現していることが判明したと発表。また、Scan Snapの活用メリットとして、証憑(領収書、レシート、請求書など)の検索性向上、会計ソフトへの入力効率化、事務所スペース削減が図れる、との回答があったとして、これらのメリットが業務効率化の実現へとつながっていると同社では考えている。

なお、アンケート結果の詳細について は下記URLにて公開している。

https://www.pfu.ricoh.com/news/2023/news230801.html

#### TOKIUM インボイス制度に 関する調査結果を発表

株式会社TOKIUM (会員No.1042、 代表取締役・黒﨑 賢一氏) は、全国の経 理業務に携わる1,008名を対象に、イン ボイス制度に関する調査を実施した。



その結果、インボイス制度開始まで残り1ヶ月にも関わらず、多くの企業がインボイス制度開始後の業務に不安を感じていることが分かった。また、一部の企業は具体的な対応策をまだ策定していないことが明らかになったと発表した。

さらに今回の調査により、インボイス制度に対する不安は約70%。特に、受け取る請求書の処理や社内理解に関して不安が高まっていることがわかった。また、インボイス制度の開始が迫る中、一部は対応方針が未定であることも判明。全社への理解促進として、約35%は説明会を実施、または実施予定だが、およそ半数は全社への理解を促す説明会の開催を予定していないという結果がでた。

詳細な調査結果は、下記サイトにて公 開している。

https://www.keihi.com/company/20230831-2/

#### ウイングアーク1st 「請求書の電子化(Web配信・受信)ツール」の導入検討に役立つ資料を公開

ウイングアーク1s t 株式会社(会員 No.1016、代表取締役・社長執行役員 CEO社長・田中 潤氏)は、「請求書の電 子化(Web配信・受信)ツール」の導入検 討に役立つ資料を公開した。



この資料が対象にしているユーザーは 主に下記の3つ。

- ・複数ツールがある中でどれが自社にマッ チするのかわからない
- ・ツール検討の際に押さえておくべきポイントを知りたい
- ・計画的、効率的にツール選定を進めて いきたい

ツール選定にあたっては、事前にポイントを押さえてしっかりと情報収集をすることが必要不可欠であり、本資料では、自社にあった請求書の電子化ツールを選ぶために把握しておきたい点や、導入検討の進め方と選定のポイントを説明している。

資料については、下記URLからダウン ロードできる。

https://pg.wingarc.com/rs/388-FFJ-615/images/WP\_iADT\_Tool\_selection.pdf

# LegalOn Technologiesとアグレックス、契約業務DXにおける協業開始

株式会社LegalOn Technologies (会員No.1090、代表取締役執行役員CEO・角田 望氏)は、TISインテックグループの株式会社アグレックス (代表取締役社長・山本 修司氏、以下 アグレックス) と契約業務DXにおける協業を開始した。

両社は、第一弾として、契約業務の最適 化・効率化を支援する「契約業務バックオ

# NEWS A LA CARTE

フィス支援サービス」(以下 本サービス)の 提供を開始した。LegalOn Technologies のAI契約審査プラットフォーム「Legal Force」とAI契約管理システム「LegalForce キャビネ」の導入で、契約前後に発生する 審査や契約管理のリスクを低減すること に加え、アグレックスの最新技術を活用 した周辺業務および社内文書のデジタル 化や、CRM・SFA等の企業活動に不可 欠な顧客管理システムの導入、請求管理 などを行うことで、「営業管理」「契約審 査・管理 | 「販売管理 | 全体の改善・効率 化を実現するとしている。本サービスの提 供により、契約締結時の契約内容の不備 や契約期間満了時の更新漏れなどのリス ク低減と、契約締結前の営業プロセス効

率化、契約締結後の適正な請求管理が 可能となる。

AGREX TIS INTEC Group	LegalOn Technologies	AGREX TIS INTEC Group
契約締結前	契約	契約締結後
営業管理	契約審查·管理	販売管理
商談状況を可視化して顧客ニー ズを正確に把握することで、営業 効率を改善し売上拡大に寄与	契約審査・管理のシステム化で 品質向上と効率化を実現し、 契約リスクを適切に管理	契約に基づき請求金額や納期 を適切に管理し、未回収リスク を防止

両社は、今後も契約書のみならず周辺 業務およびその他社内文書管理の最適 化・効率化に向け、両社のサービス・ソ リューションを融合し、お客様の課題解 決と企業価値向上に貢献すると発表して いる。

各社ニュース JIIMAに寄せられた情報にて構成 スペースの関係上、記載の省略あり

#### 移転のお知らせ

エメラダ株式会社 (会員No.1115) 〒107-0062 東京都港区南青山7-1-5 &CALMminamiaoyama 304

株式会社チームスピリット (会員No.1082) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁 目1番6号 日比谷パークフロント19階

sweeep株式会社 (会員No. 1077) 〒141-0032東京都品川区大崎1-2-2 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー 18階



# 院生募集

# キビスト

#### 養成プログラム 2年制・1年制/ 男女共学

文書・記録の選別・保存・管理を担うアーキビストを養成するプログラムです。

#### 次の方を募集します。

- ・ 文書館、図書館、博物館、美術館等で働く方
- ・官公庁、地方自治体、民間企業等で文書管理を担当する方
- ・ 教育機関で働く方
- ・ 学芸員、司書の有資格者
- その他アーキビストを目指す方

#### 社会人の方は、1年制コースを選択できます。

- ・修了により、修士号を授与
- ・授業はおもに平日夕方と土曜日に開講
- オンライン授業・指導でリモート学習も可能
- ・学費は単位従量制により柔軟な修学を支援

#### 一般教育訓練給付制度対象コース:

授業料の20%(最大10万円)が支給される厚生労働大臣指定の講座です。 ※申請により公共職業安定所から支給されます。

#### 大学院2月期入試

出願期間 2024年1月15日月~29日月

選考方法 筆記・口述

入学試験 2024年2月17日 主

2024年2月24日生 ※詳細は入試要項でご確認ください。 合格発表

事前個別相談(Zoom可·出願条件)申込期限 2023年12月11日

#### 進学相談会

大学院説明会、進学相談会 10月28日(土) 11月18日 (土) 模擬授業、進学相談会 12月16日 (土) 大学院説明会、進学相談会

お問い合わせ

昭和女子大学大学院 生活機構研究科 生活文化研究専攻

e-mail exam-inseibun@swu.ac.jp



i i i

■新製品紹介に掲載希望の方は、編集部宛にプレスリリースを送付ください。

#### 印刷現場の課題解決を推進するデジタル印刷システム AccurioPress 7136シリーズ

自動化・省力化により収益拡大をサポート

#### ■特長

- ・かんたん設定機能により高画質印刷をスキルレスで実現。同製品のかんたん設定機能では、印刷機の操作経験が浅い担当者でも画質を最良にするための設定をより少ない操作で行うことができる。高度で緻密な調整業務がスキルレスとなり省力化につながることで、印刷現場で人員を効率的に配置し、また全体的な生産性向上を実現することで、収益の最大化を支援する。
- ・検査工程の大幅削減で高付加価値業務へのシフトを可能。同製品では、自動品質 最適化ユニット「インテリジェントクオリ ティオプティマイザー(IQ-501)\*」の「1to1
- 印刷(バリアブル印刷\*\*2)の自動検査機能」を利用することで、印刷と同時に対象領域の読み取り結果をCSVデータとして保存することができ、人の手による検査工数が大幅に削減することができる。
- ・オンデマンド印刷で在庫レスを実現し環境負荷低減にも貢献。同製品は、製品同梱用のマニュアルを必要数だけその場で印刷できる。同製品と印刷ワークフローシステムの導入により、在庫費用と工数を削減するだけでなく、廃棄口スも最小化することができ、環境負荷低減にも貢献する。
- ※1 印刷現場で手間と専門性が必要な、色や濃度・見当位置の調整、人的操作ミス・ロスによる廃棄や仕事のやり直しなどを、独自

#### コニカミノルタ(株)

の技術で自動化したユニット。

https://www.konicaminolta.jp/business/products/graphic/ondemand\_print/iq-501/index.html

※2 可変印刷。宛名書きや通し番号など、1枚1 枚で文字や画像を差し替えて行う印刷のこと。

#### ■価格(税別)

AccurioPress 7136 12,011,800円 AccurioPress 7120 10,048,500円

#### ■お問い合わせ先

コニカミノルタジャパン (株) お客様相談室 TEL.0120-805-039

https://www.konicaminolta.com/jp-ja/



AccurioPress 7136

# 色域拡大や高い用紙対応力に加え、オペレーターの業務負荷軽減を実現RICOH Pro C7500

㈱リコー

#### カラープロダクションプリンター

#### ■特長

・スペシャルカラートナー対応に加え、さまざまな用紙への対応力向上。薄紙や厚紙(40.0~470g/m²)への対応に加え、自動両面用紙サイズも強化し、長尺1030mmまでの対応も実現。プロセストナー(シアン、マゼンタ、イエロー、ブラック)と拡張キットであるスペシャルカラート

ナーを使うこと で、5色印刷機 能が可能となっ ている。さらに、 ネオンイエロー トナー、ネオン



ピンクトナーをスペシャルカラートナーとして自動で付加するネオンカラープロファイル機能を搭載することで色域を拡大。

・商用印刷に特化した本体制御システム 「RICOH GC OS」搭載。見やすいホーム 画面とスキルレスな操作で、用紙管理や機 器調整を容易に実現。ジョブ履歴やシステムの状態、保守設定履歴などを時系列で可 視化するタイムライン機能により瞬時に機器 の稼働状況を把握することが可能。機器の メンテナンススケジュールを一括管理でき、 カレンダーで表示されることによりメンテナンス状況の可視化と管理を実現、印刷オペレーター間での情報共有を円滑にサポート する。また、印刷機本体にPCやタブレット からWebブラウザ経由でアクセスし、遠隔 で設定操作が可能。印刷オペレーターが複 数の業務をこなす現場で、マシンの前への 移動時間を少なくし、業務効率化を支援する。

#### ■価格(税別)

RICOH Pro C7500 15.540,000円 ※ 「RICOH Pro C7500」本体(連続プリント速度 A4 ヨコ 85 ページ/分)の標準価格。プリント速度を 95 ページ/分にスピードアップするオブションである C7500 アップグレードライセンスの標準価格は2,750,000円 (消費税別)

#### ■お問い合わせ先

リコーテクニカルコールセンター TEL.0120-892- 111(平日  $9:00 \sim 17:00$ ) https://www.ricoh.co.jp/

# IT環境に最適なセキュリティー設定を簡単に実現できサイバー攻撃のリスクを低減 imageRUNNER ADVANCE DX

業界トップクラスの低消費電力を実現したオフィス向け複合機

#### ■特長

- ・転写効率を高めた低温定着トナーを採用することで、従来機種に比べ消費電力を最大約15%低減\*1し、業界トップクラスの標準消費電力量 (TEC値)\*2を実現している。
- ・同製品のトナーは、印刷終了時に回収される転写残トナーの発生が少なく、同じ回収トナー容器を使用したまま印刷できる枚数は従来機種の約2倍。特に印刷量が多い環境では、トナーを廃棄する量が減り、環境負荷の低減を実現している。さらにA3モデルでは、本体の梱包はプラスチック素材(EPS)ではなく、すべて段ボール紙を使用。
- 操作パネル上から本体の使用環境を選択するだけで、適切なセキュリティー設定が自動で行われる「おすすめセキュリティー設定」機能を新搭載。これにより専門知識を有するIT担当者がいない企業でも、セキュアな環境下で使用可能。
- ・ファームウエアの自動アップデートにより本体システム機能の利便性やセキュリティー性能は継続的に進化。さらに、クラウドサービスと連携することで、スキャンしたデータを直接クラウドへ送信できるなど、業務効率向上に貢献。
- ※1 A3モデルのみ。従来機種は「imageRUNNER ADVANCE DX C3835F / C3830F / C3826F」(2021年10月発売)。

#### キヤノン(株) キヤノンマーケティングジャパン(株)

- ※2 国際エネルギースタープログラム使用製品 (25~35枚/分クラスのコピー/ファク ス/スキャナー機能付きのデジタルカラー 複合機)との比較において。2023年8月 1日現在。(キャノン調べ)
- ■価格(税別)

imageRUNNER ADVANCE DX C3935F/C3930F/C3926F (A3モデル) 1,770,000円~imageRUNNER ADVANCE DX C359F(A4モデル) 820,000円~

■お問い合わせ先 キヤノンお客様相談センター TEL. 0570-08-0056 (平日 9:00 ~ 17:00) https://canon.jp/



imageRUNNER ADVANCE DX C3935F (オプション装着時)

# 研究室のから

第9回

# 文書移管作業から アーキビストの役割を考える



東北大学 准教授 かとう きとし 加藤 諭

私が所属している東北大学は、コロナ禍の2020年から2022年の間限定的であった訪問型移管方式を文書移管作業として2023年度から再開しました。今回は、この文書移管作業を通じて感じたことを書いていきたいと思います。

あまり聞き慣れない言葉だと思いますが、まず訪問型移管方式という用語の説明から入りたいと思います。公文書の移管作業はさまざまなやり方があると思いますが、移管に先立ってどこのアーカイブズも、アーキビストが原課との評価協議に何らか関わりながら文書移管を行っていることと思います。この評価協議は公文書の現物を確認しながらおこなう場合と、実際の公文書はみることなく、何らかの公文書のデータベース(国立大学の場合は作成が義務づけられている法人文書ファイル管理簿)をもとに協議がおこなわれる場合があります。一般的にはこの両者を何かと組み合わせて実施している事例が多いかと思います。

国立大学において一つのモデルケースとなっている京都大学大学文書館は、保存期間が満了した文書は一旦全学から京都大学大学文書館に移送され、そこで移管すべき文書と廃棄すべき文書をアーキビストが評価選別する体制を採っています。この方式はアーカイブズに一定の書庫が確保されている場合に有効な方法です。一方で、収蔵環境に一定の限界があるアーカイブズは京都大学大学文書館のように学内全ての保存期間満了文書を集約してから評価選別を行うことがなかなかできません。そこで、東北大学では文書移管作業においては、文書を保存している学内各課室を訪問し、訪問先で現物の文書を確認しながら移管をおこなうことにしています。保存期間満了文書をアーカイブズに集約するのではなく、アーキビストが文書のある場所に出向いて作業をおこなうかたちです。これを私は訪問型移管方式と呼んでいます。

この訪問型移管方式の大変な点は、大学内にある本部事務 機構の各課室、学部・大学院、研究所、大学病院、研究セン ター等の各セクションを1つ1つ訪問していくことです。もう少しスタッフが充実していれば違うのかもしれませんが、東北大学ではこの作業を担当するのは、私と史料館公文書室の学術研究員がメインなので、移管の時期は日中のほとんどをこの作業にかかりきりになってしまい、自分のいる建物でのデスクワークは限られた時間しかできなくなってしまいます。全学的にも繁忙期と関散期はどうしても似通った時期になりますので、年間通してコンスタントに作業する、というよりはこの作業の時期が集中してしまうことも、作業量が大きくなる要因の一つとなっています。

一方、この訪問型移管方式のメリットは、メールベース以 上に密にコミュニケーションが取れ、現場の文書管理の実態 がわかることです。原課の文書管理を預かる実務担当者から、 現場の悩みや課題を相談されることも少なくなく、書庫での 保存を含め文書管理の実態や、文書管理の実務担当者の置か れている状況が行ってみるとよく分かります。私はこうした 地道な活動がアーカイブズには欠かせないと思っています。 書架の狭隘化、文書のDX化への対応、組織の建物引つ越し や周年事業での年史編さん、教育部局における文書管理と産 学連携部門などでの文書管理の違い、事務方が同席・陪席し ない会議などの文書の残し方、法人文書ファイル管理簿に未 登載であった文書の発見など、それぞれが抱える悩みや課題 も一様ではありません。アーカイブズは一義的には保存期間 満了後の文書を業務の対象とはするものの、現用文書管理を 担う本部もスタッフは十分ではありません。アーカイブズが いわばこうした御用聞きをすることで、いま組織で何が問題 になっているかを肌感覚で理解し、そこにどう応えていくか を考えることは、その組織のアーカイブズやアーキビストに は必要なことだと私は思っております。そうした現場目線の 知見を豊富化する上で、訪問型移管方式は重要だと考えてい るところです。

#### 加藤諭(かとうさとし)

東北大学学術資源研究公開センター史料館准教授。博士(文学)。東京大学文書館特任助教を経て2017年より現職。2022年から総長特別補佐兼務。 国の公文書管理法が定める大学アーカイブズにおいて、複数館での教務経験を有する研究者として、大学・企業・社会のアーカイブズと歴史学を組み合わせた研究を進めている。 主な著書に『老い一人文学・ケアの現場・老年学』(編著、ボラーノ出版)、『戦前期日本における百貨店』(清文堂)、『大学アーカイブズの成立と展開一公文書管理と国立大学』 (吉川弘文館)、『デジタル時代のアーカイブ系譜学』(編著、みすず書房)など。



#### 我が家にやってきた働き者

四角い部屋を丸く掃除する私。家事の中でも掃除が一番苦手です。似たもの同士で主人も掃除が大の苦手。そんな我が家にロボット掃除機がやってきました。

購入するか悩み続けて、10数年。きっかけは、私がしばらく実家に戻らなければならず、留守番の主人が突然購入。そんなに掃除機をかけるのが面倒だったのか、やっと気持ちをわかってもらえたのか、どちらにしても大歓迎です。



大活躍の掃除機

実家にいる私に「働き者だよ」と動画が送られてきました。初めての運転は、心配で結局ずっと一緒に移動していたそうです。 私も帰宅して、きれいになっている床に感動。いつも私が見てみないふりする場所まできれいになっていました

こんなに掃除が苦手な私でも、やはりきれいな床で過ごしたいと思う気持ちは強く。どうしたら掃除が好きになるのか、私の やる気が問題なのだと自分なりに色々と試みました。

フローリングワイパーなら手軽に毎日掃除をする習慣がつくのかもしれないとフローリングワイパーを買いました。高い箒を買えばやる気がおきるかもしれないと数ヵ月待ちの箒も買いました。掃除嫌いな人のおすすめの方法などネットで調べてみましたが、なかなか長続きしません。結局は使われない掃除グッズが増えるばかり。

にもかかわらず、ロボット掃除機の購入だけは、なぜか迷っていました。

いまとなってはなぜもっと早くロボット掃除機を買わなかったのかと後悔しています。

ロボット掃除機がやってきてから、床がきれいなるだけでなく、私の行動も変わりました。

セットした時間になるとジージーといざ掃除開始。そのタイミングでなかなか重い腰を上げない私にもスイッチが入ります。

苦手な家事をやっている時ってなんだか孤独な気持ちになりませんか? どこまで苦手なのかと笑われそうですが。。。

でもいまは違います。一緒に掃除をしてくれている気持ちになって床は任せたから、私はこの場所をやろうと以前より行動するようになりました。

私のやる気スイッチはここにあったようです。

文明の利器に感謝する今日この頃、さらに次は何に頼ろうかと自分を甘やかす事ばかり考えています。

我が家にやってきた働き者くんには、きちんとメンテナンスをしてあげて、長いお付き合いをしていきたいです。

(小松 浩美)

#### 〈広報委員会委員〉

担当理事 河村 武敏(アピックス)

委員長山際祥一(マイクロテック)

委員長井勉(横浜マイクロシステム)

菊池 幸 (コニカミノルタジャパン)

夏目 宏子(ナカシャクリエイテブ)

石川 莉子(富士フイルムビジネスイノベーション)

隅谷 寛人(リコージャパン)

小松 浩美 (ドキュメント)

事務局 山下 康幸

#### 【事務局から】

最近、ツイていません。電車で傘を無くしました。会社のカメラが壊れました(最後に使ったのは自分)。うちのロボット掃除機ルンバ(名前はデス・スター)が動かなくなりました。そういえばJIIMAでも先日、体調不良の方が続出したので皆で神田明神までお祓いにいくことになったのですが、暑かったので自分はクーラーのきいた事務所で一人留守番してました。まさかこれが原因? お彼岸には墓参りにいくことにします!

#### IM1·2月号予告

年頭所感 2024年理事からのメッセージ ベストプラクティス

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらJIIMAホームページの問い合わせ窓口までお寄せ下さい。

#### IM 11·12月号©

2023年 第11・12月号/令和5年10月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2023

発 行 人/甲斐荘 博司

発 行 所/公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA) 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-19

TEL (03) 5244-4781 FAX (03) 5244-4782

JIIMA/https://www.jiima.or.jp

編集·制作/日本印刷株式会社

印刷版 (オンデマンド) 定価(1冊) 1,100円 (税込・送料別) 印刷版 (オンデマンド) 年間購読の費用はお問い合わせください

印刷版 (オンデマンド) のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN 2435-0354

ISBN 978-4-88961-229-5 C3002 ¥1000E

Journal of Image & Information Management (本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず)



お申込み、詳しいご案内はホームページをご覧ください

www.jiima.or.jp



今、社会では文書管理が重要になっています。

個人情報や営業秘密の保護など、文書管理の重要性が求められています

書類を安全に保管するにはどうすればいいのでしょうか?

文書管理が会社の存続に関わるって知っていますか?

また、働き方改革でも紙文書の電子化は重要なキーワードになります。

安心で社会生産性の高い、デジタルファーストな

電子文書情報化社会の構築をめざして

さあ、文書情報管理士の出番です。



# 文書情報管理土

2024冬試験



試験方法/CBT方式 試験会場/全国約350か所

申込期間 2023年11月20日(月)~2024年2月7日(水)

受験料 一般:11,000円(税込) 学生:7,150円(税込) 受験級 2級、1級、上級

新型コロナウィルス感染拡大の状況により、予定が変更となる事がございます。